

**中華人民共和国
西部開発金融制度改革調査
事前調査報告書**

平成16年1月
(2004年)

序 文

日本国政府は中華人民共和国の要請に基づき、同国の西部開発金融制度改革調査を実施することを決定し、独立行政法人国際協力機構（JICA）がこの調査を実施することとしました。

当機構は、本格調査に先立ち、本格調査を円滑かつ効果的に進めるために、平成15年12月8日から同年12月16日までの9日間にわたり、独立行政法人国際協力機構社会開発調査部社会開発調査第一課 課長 中村 明を団長とする事前調査団を現地に派遣しました。

調査団は本格調査に係る要請の背景等を確認するとともに、同国政府の意向を聴取した結果を踏まえ、平成16年1月20日、同国政府との間に本格調査に関する実施細則（S/W）及び協議議事録（M/M）に署名しました。

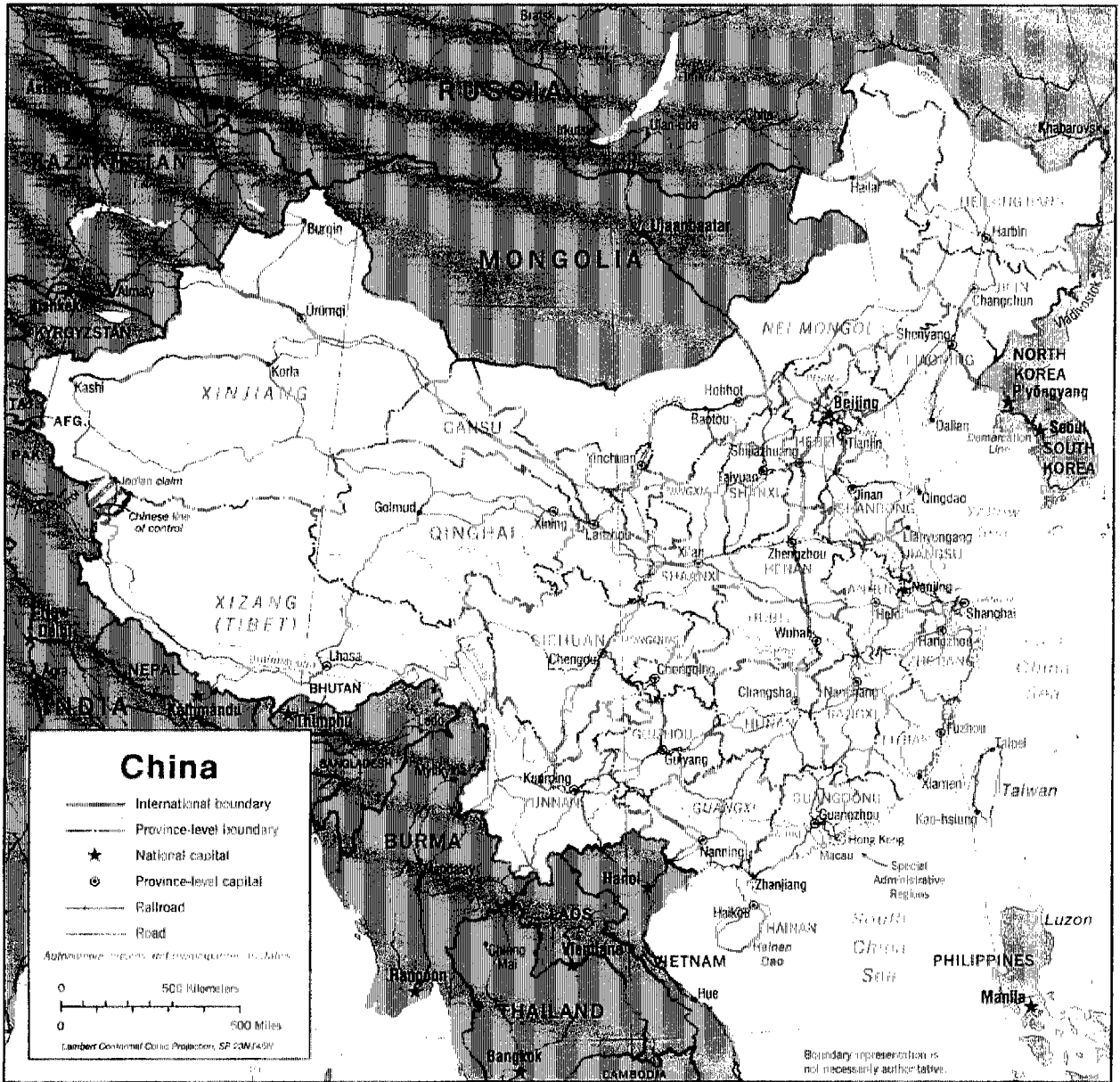
本報告書は、引き続き実施を予定している本格調査に資するために、今回の調査結果を取りまとめたものです。

終わりに、本調査にご協力とご支援を頂いた関係者各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成16年1月

独立行政法人国際協力機構
理事 松岡 和久

調査対象地域図



目 次

序 文

調査対象地域図

第 1 章 事前調査の概要	1
1 - 1 要請の背景	1
1 - 2 調査の目的	2
1 - 3 調査団の構成	2
1 - 4 調査日程	3
1 - 5 実施細則協議結果報告	3
1 - 6 団長所感	5
第 2 章 中国西部地域について	7
2 - 1 西部地域の概要	7
2 - 2 西部地域の経済・社会の現状（概略）	8
2 - 3 西部大開発の基本姿勢・政策（概略）	10
2 - 4 西部大開発における具体的事業（概略）	13
2 - 5 金融制度改革の推移	14
2 - 6 西部開発における資金調達について	17
第 3 章 本格調査の内容と提言	19
3 - 1 調査の基本方針	19
3 - 2 調査の対象及び計画目標年次	19
3 - 3 調査の全体の流れ	22
3 - 4 調査期間・要員計画	23
3 - 5 本格調査への提言	24
付属資料	
1 . カウンターパート機関（中国人民銀行、関連機関の概要）	29
2 . 要請書	32
3 . 実施細則及び協議議事録（日中）	38
4 . 関係機関面談内容	64

第1章 事前調査の概要

1 - 1 要請の背景

中華人民共和国（以下、「中国」と記す）は、1978年末に開催した中国共産党中央委員会総会を機に、従来の中央計画経済の中に市場経済システムを採用した体制を確立するための改革を行ってきた。この結果、現在に至る約20年間で年率8%前後の経済成長を続け、一人当たりGDPが1,000ドル（2001年時点）に迫る目覚ましい発展の渦中にある。

しかし、こうした経済発展は上海市や広州市に代表される東部 - 東南部の沿海地域に限られている。この改革は「改革・開放」政策と呼ばれて経済的な門戸開放を重視しており、対外貿易と外資導入に有利な沿海地域が政策の重点とならざるを得なかったためである。

今回、調査の対象とした西部地域¹は全国土の約70%を占めながら、黄河中流域の黄土地帯、西北部の砂漠地帯、西南部の山岳地帯と、厳しい自然条件下にあること、道路・鉄道など輸送路が少ないこと、教育水準が低いことを理由として、労働生産性が低く市場競争力も弱いという不利な状況に追い込まれ、沿海地域との間の地域格差は「改革・開放」政策以降、顕在化してきた。

こうした背景の下、中国政府は、2001年3月の第九回全国人民代表大会で採択された「第10次五カ年計画（十五計画）」で、「均衡のとれた国土開発の実現」を国家的課題として掲げて、内陸部（西部）と沿海部（東部）の経済格差解消をめざす「西部大開発戦略」を提起、大規模なインフラ整備など開発支援策を実施するために、国家投資政策の重点を沿海部から西部へとシフトさせた。東西経済格差を持続的に縮小させていくために、西部での道路・鉄道などインフラストラクチャーを整備するとともに、民間・外資を誘致するための投資環境整備も緊急課題である。

投資環境整備を含む「金融体制改革」は、20数年来の「行政改革」「国有企業改革」とともに改革の三本柱とされている。「改革・開放」政策が進展するにつれ、「国有專業銀行」（工商銀行、建設銀行、農業銀行、中国銀行＝外為銀行）は、商業銀行への脱皮をめざして「国有商業銀行」と改名されたが、実情は国家所有制の下にある国有企業への投資、国家の政策性投資の枠組みに拘束されていた。したがって、商業銀行としての与信権限が機能しないままに、国家の要請に基づいて融資活動を続けざるを得ず、結果的に巨額の不良債権を発生させた。言い換えれば、商業銀行は企業をモニタリングすることで優位に立つ必要があるにもかかわらず、国有銀行の立場からは国有企業の破綻処理を銀行主導で行うことができなかった。政府には、インフレーションへの懸念から「総量規制」によって貸付を抑えようとする強いインセンティブが働き、ますます市場経済から掛け離れるという、改革体制内部のジレンマに悩まされ続けた。

¹ 本件調査でいう「西部地域」は、重慶市、陝西、四川、貴州、雲南、甘肅、青海、内モンゴル自治区、寧夏回族自治区、チベット自治区、新疆ウイグル自治区、広西チワン族自治区の12の市、省、自治区を指す。

現在もなお、金融体制改革は順調に進んでいるとは言いがたい。1998年に政策性融資を担当する国家開発銀行が設立され、国有商業銀行の不良債権処理も徐々に進行し、建設銀行など株式化されようとしている。しかし、依然として中国人民銀行は、中央銀行として金融政策を執行するための手段を確立していないことが指摘される。さらに、四大国有商業銀行以外の中小商業金融期間が育成されていないため、国有商業銀行は、中小企業に対しても貸付を行っている。

他方、西部地域を持続的に開発し発展させていくためには、効率的な資金調達、運用が重要である。そのためには、西部における資金需要を明確化し、資金調達方法に配慮しなければならない。つまり財政による投融資のみではなく、将来的に民間・外資による投資を導入するために、開発金融システムを再構築し、開発に伴う法制度の整備を行う必要がある。

先方実施機関である中国人民銀行（中央銀行。以下、「人民銀行」と記す）は、上記のような認識を確認したうえで、我が国に対して本件調査を要請した。

1 - 2 調査の目的

人民銀行に対して、開発調査のスキームについて理解促進を図ったうえで、本件調査に係る要請背景の確認、現在の先方の意向及び実施体制の確認を行うとともに、資料・情報の収集を行う。また、我が国の協力の可能性を踏まえながら、中国政府機関関係者と協議し、実施する調査の範囲、内容、方法、期間及び双方の担当事項等を定めた実施細則（S/W）と協議議事録（M/M）の署名・交換を行う。

1 - 3 調査団の構成

氏名	担当分野	所属	期間
中村 明	調査団長 / 総括	JICA社会開発調査部社会開発調査第一課 課長	12 / 09 ~ 12 / 15
小山 昌久	開発金融政策	日本政策投資銀行国際協力部 部長	12 / 08 ~ 12 / 16
平田 昌弘	マクロ経済政策	九州国際大学 教授	12 / 09 ~ 12 / 16
大塚 二郎	開発金融制度	JICA国際協力専門員	12 / 08 ~ 12 / 16
伊藤 季代子	調査企画 / 事前評価	JICA社会開発調査部社会開発調査第一課 職員	12 / 08 ~ 12 / 16
長山 浩章	金融政策・制度	役務コンサルタント（三菱総合研究所）	12 / 01 ~ 12 / 15
石里 宏	地域経済分析	役務コンサルタント（三菱総合研究所）	12 / 01 ~ 12 / 19

1 - 4 調査日程

日付	曜日	行程
12 / 1	月	役務団員（石里氏・長山氏）北京到着 JICA中国事務所表敬
12 / 2	火	14：00～17：00 中国人民銀行 表敬・資料収集・ヒアリング
12 / 3	水	11：00～12：00 国際協力銀行北京代表部 ヒアリング
12 / 4	木	10：00～12：30 中国財政部財政科学研究所 ヒアリング 19：00～21：00 中国工商銀行経済管理研究処 ヒアリング
12 / 5	金	資料作成等
12 / 6～7	土・日	資料作成、整理
12 / 8	月	小山団員、大塚団員、伊藤 北京着 JICA中国事務所表敬、団内打合せ
12 / 9	火	9：30～17：30 中国人民銀行表敬・S/W協議 中村団長、平田団員 北京到着後 S/W協議合流 団内内合せ
12 / 10	水	9：30～17：00 S/W協議（下記括弧内を除く団員全員） 10：00～12：00 西部大開発弁公室 ヒアリング（石里団員、伊藤） 14：30～16：00 国家開発銀行 ヒアリング（同上）
12 / 11	木	9：30～16：00 S/W協議（16：30～日本大使館協議）
12 / 12	金	9：30～17：00 S/W協議
12 / 13～14	土・日	両日 資料整理
12 / 15	月	10：30 中国人民銀行挨拶 14：00～14：30 科学技術部報告
12 / 16	火	9：30 日本大使館報告、JICA中国事務所報告
12 / 17～18	水・木	役務団員 現地調査
12 / 19	金	役務団員（石里氏）JICA中国事務所報告 帰国

1 - 5 実施細則協議結果報告

2003年12月8日から15日まで、調査団は人民銀行と、本件調査の実施細則に関し、以下のとおり、協議を行った（詳細については、付属資料3．実施細則及び協議議事録を参照のこと）。

(1) 協力の内容及び範囲について

西部を調査対象地域とし、金融政策・政策性投融資という切り口で、西部の今後の持続的な開発・発展に資する調査を実施することとし、現状と課題を分析・整理して、問題点に対する解決策などを具体的な形で示すこととした。対象地域は中国西部地域と、必要あれば中国国内において経済的西部と比較して発展している東部沿岸地域の都市等についても調査を行うこととした。

(2) 調査内容について

- 1) 本格調査は、大まかに中国全体及び西部に関する金融制度に関する現状分析、そこから抽出される主要課題の提示、課題に対する分析と調査、以上を総合した形での政策提言を作成する。また、日本のこれまでの開発に関する経験について、体系的に整理して中国側の国情を踏まえた形で、取りまとめたうえ、提言の一部とすることとした。
- 2) 調査対象地域・事例については、産業再生、農業、貧困、産業インフラ整備4つのカテゴリーに分ける。それぞれのカテゴリーにおいて、今後10年間（目標年次2015年）の西部開発における資金需要の総額についての予測を行う。西部地域は広大であるため、上述した4つのカテゴリーを調査で資金需要予測を行った後、人民銀行が自ら、他の地域については、類推して実施することとした。
- 3) 用語の意味について、日中双方で共通認識をはかり、産業再生、農業、貧困については、モデル地区（S/W及びM/Mには、双方で決定した「典型的な地域」）、産業インフラ整備については、プロジェクトをひとつまたは複数調査することとし、これについては、前三者と区別して、「重点プロジェクト」という呼称とし、今後本格調査実施にあたり、用語の上での齟齬のないようにした。
- 4) 中国側より、特に国有企業改革については、遼寧省瀋陽市についても、調査してほしいとの提案があった。
- 5) 瀋陽市は、計画経済時代には有数の重工業地帯であり、多くの国有企業があった。このことから、「改革・開放」から現在に至るまでの20数年、国有企業改革を実施してきた経験を有する。したがって、西部地域において産業再生（国有企業改革）の面から調査分析対象都市となる重慶市との比較、サンプル都市を瀋陽市とすることは、有意義である。ただし、瀋陽市での情報・データ収集は、重慶市との比較対照であることに限定して実施する。
- 6) 中国側より、金融制度のみでなく、現在の西部開発に関して、包括的な法律がないため、開発に係る法整備についても、提言がほしいとの提案があった。これに対しては、具体的な法案に関する提言ではなく、どのような法律が必要であるかについて、提言を行うこととした。
- 7) 本件調査が、政策提言型の調査であるため、日本側の「考え方」を継続的に中国側に伝達する必要があるとともに、中国側の独特の国情などについても考慮する必要があり、中国側の考え方を知る必要がある。調査の過程でセミナーやワークショップを実施することを予定しているが、これらの活動は、調査成果の広報のために実施するとともに、中国側政府関係機関等の考え方を知る場としても、活用する。
- 8) また、要請書において日本国の「新国土総合開発計画」（閣議決定1969年。以下「新全

総」と記す)に関して言及されており、本件調査にどのように生かすべきかについて中国側と協議した。中国側より、「新全総」は日本国の高度経済成長期における国土開発計画であり、現在の中国の趨勢はこれに類似するところが幾つかある。よって、本件調査を実施していくうえで、「新全総」に関して参考となる知見があれば積極的に取り込んでほしいとの要請があった。調査団は、日本側の「考え方」を中国側に伝達することの一環として、「新全総」の内容に関し、活用できるところはできるだけ活用したい旨、伝えた。

(3) 調査工程について

調査工程は、概ね22ヵ月(2004年3月から2005年12月ころまで)とする。

1 - 6 団長所感

事前調査団団長 中村 明

- (1) 西部大開発が中国前政権下でスローガンとして掲げられ、すでに4年目を迎えているが、現状では開発のためのシステムの未成熟をはじめとする様々な問題が障害となり、その進捗は必ずしも順調ではない。特に、事業を具体化するための金融制度の整備は立ち遅れており、西部開発のボトルネックとなっている。こういった事情を背景に、人民銀行は、独自に金融制度改革のための研究を10人の中国人専門家を投入し、1年間かけて実施したものの期待する成果は得られなかったとのことであり、それが本調査に関し日本に協力を要請した経緯であることを協議において再三強調している。また、先方は先頃終了したJICAによる開発調査「住宅金融制度改革調査」を高く評価(調査の提言は具体的に政策に反映されるに至った)しており、本調査についても具体的な政策を提言できる成果が出ることに大きな期待を寄せている。西部大開発は我方協力の重点分野でもあり、停滞する開発の適正な推進を支援する本協力実施の意義は高い。
- (2) 本調査については、要請段階の情報が必ずしも十分ではなかったが、先方からの質問票の回答、本事前調査期間中の情報収集、さらに人民銀行との協議の結果、要請背景及び内容が明らかとなり、調査範囲、調査内容、実施上の留意事項等が整理されたため、S/W及び協議事項を取りまとめたM/Mを作成し、先方実施機関である人民銀行との間で確認・締結するところまで至ったが、今般、人民銀行側の人事異動(総裁の異動、研究局局長の異動)の事情により、現地調査実施期間内でのS/W及びM/Mの署名は保留した。
- (3) 中国側は西部開発金融制度改革のためには、今後10年間の西部開発における資金需要の分析と金融制度に関連する法律の整備が必要であると考えており、本調査を通じて、資金需要

の分析、資金の調達形態、関係機関の役割、法律の整備等の項目について検討がなされることを要望している。また、西部開発を検討する視点として、産業再生（国有企業改革）、貧困削減、農業地域振興、産業基盤整備（重点プロジェクト）の4つを想定している。これらの視点は、それぞれ異なる特性を有しており、政策性金融のみならず、財政が果たす役割が大きい分野も含まれるが、西部開発金融制度を検討するうえでは、概ね妥当な整理・視点であると判断し、調査内容・項目の整理を行った。

(4) 今回の調査では、西部地域すべてにおいて詳細な調査を実施することは不可能であるため、前述の4つの視点のそれぞれについて典型的な地域もしくはプロジェクトを選定して分析を試みることにした。その中で瀋陽市については、地理的には西部地域に属さないものの、国有企業の集積地であり、産業再生を検討するうえで有意義な事例が豊富に存在すること、また産業再生は4つの視点の中でも特に重要かつ難しい課題であることから、より緻密な分析が要求されることも踏まえ、情報収集の対象とすることとした。

(5) 本格調査に向けては、次のとおりの留意点がある。

1) 本調査では、最終的に中国側が政策決定に活用できるような提言を行う必要がある。そのためには、調査実施プロセスでの綿密な中国側とのコミュニケーションと問題意識の共有化が不可欠である。当該分野の日本の経験・教訓も踏まえつつ、最終的に中国側が活用できる実現性の高い提言となるよう調査の各段階において検証しながら進めることが肝要である。

2) 本調査の実施機関は人民銀行となるが、関係機関は複数となるため、中国側関係者のコミュニケーション、連携が円滑に行われるような体制が確実に築かれるようモニタリングしていく必要がある。協議を通じて、人民銀行が本調査に関連する内容について必ずしも十分な情報を有していないという側面が随所に伺われた。調査の内容が幅広い範囲の分野に関連することから、やむを得ない面もあるが、それだけに関係機関も含めた実施体制が重要である。

3) 協議では特に言及されなかったが、本調査において資金需要の分析を行う際には、環境社会配慮に留意する必要がある。現在の世界情勢において、環境社会配慮を抜きに経費の積算を行ったとしても、適正な資金需要予測にはならない。特に世界銀行、アジア開発銀行、国際協力銀行等の融資機関は独自に厳しいガイドラインを保有しており、環境社会配慮のないプロジェクトへの融資は基本的に行われない。この点については、本格調査を通じ、中国側に十分周知する必要がある。

第2章 中国西部地域について

2 - 1 西部地域の概要

(1) 地理的・歴史的概要

中国の西部地域は、全国土の約7割（675.5万km²）を占める広大な範囲を指す。また、耕地面積は全国の中の38%を占めており、さらに中国にいる少数民族の70%は、西部地域に集まって住んでいる²。

中国の地理的特徴は、西が高く、東が低く、西から東へ3つの大きな階段状になっている。長江、黄河、珠江、瀾滄江など大きな河川の水源はすべて西部地域にある。

また、西部地域は複雑な地形を形成している。山がちな地形で、黄土高原やチベット高原に代表される高地や多くの丘陵、盆地、砂漠などによって織り出されている。したがって、気候的にも変化に富んでおり、寒帯（チベット）から亜熱帯（西部地区の東南部）までが含まれている。このような複雑な地形と気候が、西部地域に豊富な地下資源（全国の43.9%の石油埋蔵増量、78.75%の天然ガス埋蔵量）や生物資源をもたらしている。

しかし、黄土高原などは中国の華中・華南地域に比べて農業には適しておらず、その生産性は低く、そこに住む農民は貧しい暮らしを強いられることとなった。

(2) 西部地域の歴史的概要

歴史的にみると、西部地域を行政が組織的開墾を進めたのは、古くは漢代に遡る³。清代までの統治者は、新疆やチベットの開発を重視していた。その理由は主に国防面である。

近代においては、孫文が『建国方略』の中で西北地区に注目してその経済開発と建設に戦略や重要性を示している⁴。

中華人民共和国建国後の1960年代、中国をとりまく厳しい国際情勢（ベトナム戦争による影響での対米関係の悪化、ソ連との思想的、外交的、軍事的な関係悪化など）の下、毛沢東政権は長期な戦争に備える必要から、兵器、航空機などの軍需産業と、それを支える鉄鋼、工作機械、石油化学などの重工業設備を内陸部に収集する方針をとった。原材料やエネルギーが内陸部に偏在しており、重工業にとって内陸の方が立地条件が良いという事情もあった。これがいわゆる「三線建設」である⁵。

1970年代においても、国際的な緊張状態が続いたため「三線建設」は引き継がれ、1978年

² 中国国家計画委員会国土開発与地域経済研究所インタビュー結果による。

³ 同上

⁴ 『西部国土』25頁、関鳳峻編纂、広西師範大学出版社、2000

⁵ 沿海部の省を「一線」、その内陸側に位置する省を「二線」と呼び、さらに内陸側の西部を「三線」としている（ただし、新疆とチベットは含まない）。

の「改革・開放」政策が策定され市場経済導入の方針が示されるまで、続けられた。

「三線建設」をはじめとする産業構造は中央計画経済の長期的戦略の産物である。改革・開放政策から20年来、政府は西部地域における産業構造の調整を行ってきたが、いまだ、多くの問題をはらんでいる。内陸部に建設された国有企業の多くは、コストが高く収益率の低い状況にあるなど、計画経済期の戦略や資源・工場等配置は、優勝劣敗を原則とする市場経済システムにおいては、不合理なものとなった。

また、この時期から、西部は東部沿岸地域に対して政策性優位と市場競争性の優位を失い、経済成長の著しい東部沿岸地域との間で、地域格差が生まれることとなった。

2 - 2 西部地域の経済・社会の現状（概略）

西部地域は、その広大な土地を有するにも関わらず、その生産性は低く、中国全体のGDP及び消費のそれぞれ2割しか占めていない現状にある。

特に、1980年代から本格的にはじまった「改革・開放」政策により、資金の投入が東部沿岸地域に傾斜配分され、国家開発戦略の重点も東部に移された。その結果、東部沿岸地域は飛躍的な発展を遂げ、西部地域との間に格差が生じるようになり、また近年に至るまでの過程で、その格差は顕在化した（表2 - 1 参照）。

表2 - 1 1999年から2001年までの地域別GDP成長率の比較（％）

	1999年	2000年	2001年
東部平均	9.74	10.40	9.92
中部平均	7.82	8.72	8.98
西部平均	7.15	8.64	8.65

出典：中国統計年鑑2002年

また、2000年の時点で、中西部地域では人口の約7割が農牧業に従事している。農業の持続的な発展、安定は西部地域にとって非常に重要であるが、WTO加盟以来、国外産の廉価な作物から攻勢をかけられ、中国の伝統的な農業・牧畜業を続けている西部地域においては、状況がますます厳しくなっている。

上述した、工業面では市場経済システムの観点からは、非合理的な資本配置の遺産を抱え、伝統的な農業から脱却できない西部地域においては、道路・鉄道その他の基本インフラ整備が整っておらず、したがって自発的な民間・外資からの投資は望めない状況にあった。

このことから、市場経済化の速度も西部地域では遅く、中国各地区の市場経済化の度合いを測った指標では、全国30省・市（除くチベット、香港、マカオ）では第22位から最下位まですべて

西部地域の省・市が占めている⁶。

「改革・開放」政策により、中国の東西地域の間には、経済発展水準の違いと所得格差が生まれた。また、ヒト・モノ・カネの流通・流動は計画経済時代より進むようになり、(中)西部地域に住む農民の中から、東部沿岸地域に職を求めて移動する人々が出現した。

中国では戸籍制度によって、住民の移動は厳しく制限されていた。都市と農村との間に明確な違いのある二重社会構造であり、戸籍制度は住民移動を制限するのみでなく、配給制度、就職制度、医療・年金などの社会保障制度をも規定していた。したがって、上述した農村からの都市への出稼ぎは、正式に認められておらず、職を求めて、都市に入った農民は戸籍制度の制限により、都市での医療・行政サービスなど都市住民が享受するサービスを受けることができなかった。こうした農村からの出稼ぎの動きは「盲流」(目的なく流れる意味)と呼ばれた。しかし、高まる人口の沿岸地域への移動、都市での労働需要の顕在化により、1990年代初頭から政府は「盲流」を「民工潮」に改め、労働力の流動を認め、奨励するとし、段階的な戸籍による規制の緩和を実施するようになった。1990年代は地域間移動の自由化を進め、21世紀には全国レベルでの地域間移動が可能とする方向を示している。具体的には、2001年初頭より、村 県レベル、市への転入(戸籍を移すこと)が可能となった⁷。

地域間の人口移動の基本要因は、先述した所得格差にある。西部からは農民だけではなく、人材も流出している。東部沿岸地域あるいは国外で高等教育を受けた西部出身の人材(エリート)は西部に帰りたがらず、東部地域や外国にとどまってしまう傾向が強い⁸。したがって、西部地域の遅れた制度や経済建設をするべき地元の人材が不足している状況にある。

また、50を超える少数民族の多くが、西部地域(特に他国と国境を接する地帯など)に居住しており、その生活水準は極めて低い。

市場経済システムが導入されて約20年が経過し、中国において明らかに職業・所得、その他の要因による階層化が顕在化し、経済的に遅れている西部地域(少数民族も含む)と経済開発の先発地域の東部地域の成長バランスも崩れている。中国政府は、こうした状況がやがて社会不安につながり、国家の安全を損ねることを懸念した。

また、これまでの無理な山林の農地・牧草地への転用や開墾は、環境破壊を招き、行き過ぎた森林伐採は、結果として長江の氾濫と黄河の断水を招いた。「貧しいから開墾し、開墾するほどに貧しくなる」の悪循環を断ち切らなければ、砂漠化を加速させることになる。このような環境の悪化は西部地域の経済発展に甚大な打撃を与えるのみでなく、当然のことながら中流・下流の地区にも影響を及ぼしている。これに対して、政府は長江や黄河などの河川上流の森林の伐採を禁

⁶ 『西部大開発と地区協調発展』李善同編、商務印書館、2003

⁷ 現代中国経済シリーズ2『農業国家の課題』厳善平著、名古屋大学出版会、2002

⁸ 2003年9月、中国国家計画委員会、地域経済と発展研究所でのインタビューにて。

止し、傾斜耕地をやめたのち、樹木栽培を行うなど⁹の措置をとって生態環境保護に乗り出している。

中国政府は、こうした背景の下に、西部大開発政策を打ち出した。

2 - 3 西部大開発の基本姿勢・政策（概略）

西部大開発は、「中国の特色をもつ社会主義」に代表される鄧小平理論、特に「三步走」と「二つの大局」と呼ばれる考え方をその政策的根拠としている。

「三步走」とは、三段階発展戦略と呼ばれるもので、すなわち、中国は1980年から1990年の間にGNPの倍増を実現する（第一段階）。次の10年（1990年から2000年）の間に、さらにその倍増を実現する（第二段階）。その後、21世紀中葉までにさらなる富裕化を進め、中国全土において世界の中進国並みのGNP水準を実現する（第三段階）というものである。現実には中国は、1995年に第二段階の目標（すなわち1980年のGNPの4倍増）を達成しており、現在は、世界の中進国入りに向けて全土の富裕化に取り組む時期にあたっていることになる。

また、「二つの大局」とは、豊かになれる機会を得られた地域から先に豊かになるというものがある。具体的には、経済特区等を有する中国沿海部が先に豊かになり、この実現に向けて政府及びその他の地域は必要な支援を行う。沿海部が豊かさを実現した後、内陸部がこれを追う。先に恩恵を受けた沿海部はこれを支援するというものである。沿海部の経済が一定の水準に達した現在は、内陸部に開発の軸足を移すべき時期にきていることになる。

これらを踏まえ、西部大開発は、長期的な視点から地域住民の生活水準の向上をめざすべきものとされ、「持続可能な発展」を最も重要な目的としたうえで、朱鎔基総理（当時）は、次の5つの基本的な施策の方向性を示している。

開発一辺倒ではなく大気、水質、生態系といった環境保全にも力を注ぐ。

農村部における教育の充実及び科学技術の振興を図る。

開発を担う人材を育成する。

計画や金融などの、経済マクロコントロールを強化する。

地域外からの人材・資金・技術の導入を促進するための投資環境整備を行う。

趣旨としては、中国国内の東西間にある開発格差の是正、少数民族の安定化、生態環境保護、WTO加盟による農業部門等への影響緩和をあげることができる。

1999年11月（当時の国家主席・江沢民）に開かれた中央経済工作会議において、「国家として西部大開発戦略を実施する」ことが明確に提示された。また、2000年3月に開かれた第9回全国人民代表大会（以下、「全人代」と記す）において、朱鎔基総理が政府工作報告の中で「西部大開発

⁹ 2003年12月、中国国家開発銀行でのインタビューにて。

を実施する」ことを強調し、全会一致でこの政策が全人代を通過し、正式に策定された。

従来、中国は東部・中部・西部で国土を区別していたが、西部大開発戦略の対象地域となったのは、西部10省市区（四川、重慶、貴州、雲南、甘肅、陝西、青海の各省市、寧夏回族、新疆ウイグル族、チベットの各自治区）に広西チワン族、内モンゴルの2自治区を加えた、12省市区である¹⁰（図2-1参照）。

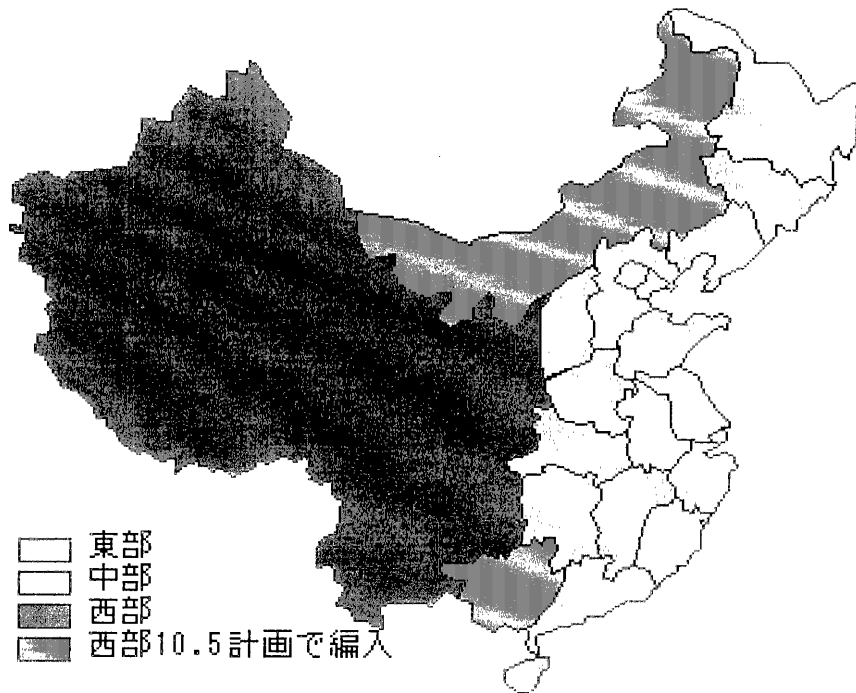


図2-1 東部・中部・西部の地域区分

また、2001年の「第10次五ヵ年計画」に「五 西部大開発を実施し、地域間のバランスのとれた発展を促す」と謳っている（以下、抜粋部分の翻訳 出典：People Daily日本語版、2001）。

五 西部大開発を実施し、地域間のバランスのとれた発展を促す

西部大開発戦略を実施し、中・西部地区の発展を加速することは、わが国が現代化建設の第三段階の戦略目標へまい進するための重要な布石である。「第十次五ヵ年計画」期には、重点分野を優先させ、幸先のよいスタートを切り、重点的にインフラと生態環境の建設に力を入れて、五年ないし十年間で飛躍的な進展をとげるようにし、さらに科学技術、教育にもかなり大きな発展がみられるように努めなければならない。

¹⁰ 「人民日報」1999年11月

力を集中して、西部の天然ガスの東部への輸送や、西部の電力の東部への輸送、青海＝チベット鉄道などいくつかの戦略的意義のある重要プロジェクトを建設する。水資源の保護、節約、開発を突出した位置におき、計画性を強め、合理的に配置し、水の利用率の向上に努める。段取りを追って、地元の実情に合わせて、天然林の保護や、耕地のもとの林地・草地への復旧、砂漠化防止、草原保護などの重要プロジェクトの建設を推し進め、生態系の自然の回復力の作用に配慮しながら、わが国の西部地区に堅固な緑の生態的障壁を徐々に作り上げる。教育事業を積極的に発展させ、至急必要とされる各種人材の育成を急ぐ。科学技術への投入を増やし、科学技術の開発力を増強する。各地の実情から出発して、産業構造を調整、最適化し、農業を強化し、資源的優位から経済的優位へのシフトを速める。それぞれの特色をもつ地域経済を育成し、形成させる。西部開発は、ユーラシア・ランドブリッジ（中国・連雲港＝オランダ・ロッテルダム鉄道）や、長江の水路、西南地区から海に出るルートなどの主要交通幹線に依拠して、中心都市の凝集機能と波及作用を発揮させ、点を線で結び、点から面へ広げるようにして、連雲港＝蘭州鉄道（西区間）・蘭州＝ウルムチ鉄道沿線経済ベルト地帯や、長江上流域経済ベルト地帯、南寧・貴陽・昆明などの経済区を育成することにより、周辺地域の発展を促す。

国務院はすでに西部大開発を重点的にサポートする政策、措置を公布し、国が西部地区への投入や財政移転支出を増やすことになっている。西部地区は主として自らの力に頼ることに立脚し、刻苦創業の精神を発揚し、長期にわたって奮闘する準備を整えなければならない。改革・開放のテンポを速め、良好な投資環境を創出し、国内、国外の資金、技術、人材をより多く、よりよく誘致して西部の開発に参加させる。幹部の交流を強化する。

中部地区は地域の優位と総合的資源の優位を生かし、経済発展のテンポを速める。主要な水陸交通幹線地域を重点として、中心都市としての役割を果たし、新しい経済成長スポットと経済ベルト地帯を鋭意育成する。農業をうち固め、発展させ、引き続きインフラと生態環境建設を強化する。ハイテクと先進的かつ実用的な技術による在来産業の技術改造にいっそう力を注ぎ、技術水準と競争力を向上させる。

東部沿海地区は内外の市場に目を向けて科学技術の進歩や技術革新のテンポを速め、ハイテク産業と輸出型経済の発展に力を入れ、経済の総合的体質と国際競争力を増強し、条件の整った地区は率先して現代化の基本的実現を達成すべきである。多様な形態をとって中・西部地区との経済・技術協力を強め、中・西部地区の経済発展をサポートし、促して、東部の構造調整と経済成長の発展の可能性をさらに広げる。

（下線部、報告書作成者による。）

前述しているように、中国は第10次五ヵ年計画において「改革・開放のテンポを速め、良好な投資環境を創出し、国内、国外の資金、技術、人材をより多く、よりよく誘致して西部の開発に参加させる。幹部の交流を強化する」としている。

さらに中国政府は、「西部大開発」を推進するために、国務院直轄の西部地区開発領導小組（国務院西部地域開発チーム、チームリーダー：朱鎔基総理、当時）を発足させ、西部地区開発会議を開催。2000年3月には西部地区開発領導小組の事務局として、国家発展計画委員会のなかに国務院西部開発指導小組弁公室が設置された。こうした措置は、中国の西部大開発に対する意欲の現れといえるであろう。現在、弁公室には、総合計画組（チーム）、社会経済組、農林生態組、人材計画組の4チームが設置されている。

2 - 4 西部大開発における具体的事業（概略）

西部大開発政策で上げている主な項目は以下のとおりである。西部大開発には50年のスパンでみる必要があるといわれるほど、長期的かつ持続的に実施していく事業として捉えられている。その規模も大きい。

(1) インフラ建設

道路建設、鉄道建設、空港建設、都市化推進、「西気東輸」事業、「西電東送」事業、「南水北調」事業（以上まとめて、三大事業）

(2) 生態環境保護

退耕還林還草事業（耕地を森林・草原に戻す事業）、洪水、旱魃対策、節水強化事業

(3) 産業構造の調整

(4) 科学技術・教育の発展

例えば、三大事業についての概要は表2 - 2のとおり。

表 2-2 三大事業の概要

三 大 事 業				
	プロジェクトルート	概 要	総規模	総事業費
西 気 東 輸	タリム盆地－上海	上流から下流まで全事業を外資に開放。 工期：2001年から2005年まで 輸送能力120億m ³ /年	4,167km	1,280億元 (1兆6,640億円)
	四川盆地－武漢	Petro ChinaとEnronの共同事業 工期2001年から2003年 輸送能力40億m ³ /年	695km	33億元 (429億円)
	オルドス盆地－フフホト ツァイダム盆地－蘭州	輸送能力12億m ³ /年（完成） 輸送能力20億m ³ /年	470km 953km	資料なし
西 電 東 送	貴州・雲南－広東	貴州省及び雲南省における水力と火力による発電	1,100万kw	1,000億元 (1兆3,000億円)
	山峡－広東	山峡ダム及び金沙江支流における水力発電	300万kw	
	黄河上流・内モンゴ－広東	黄河上流の水力発電 内モンゴ及び山西における火力発電	資料なし	
南 水 北 調	長江の水を水資源の枯渇が著しい黄河流域に導く事業			
	西ルート	年間導水量 200億m ³ 給水範囲：青海省、甘肅省、寧夏省、陝西省、内モンゴ、山西省	450km	資料なし
	中ルート	年間導水量 255億m ³ 給水範囲：北京市、天津市、湖北省、河北省、河南省	1,389km	400億元 (5,200億円)
	東ルート	年間導水量は施設規模によって異なる 給水範囲：江蘇省、安徽省、山東省、河北省	1,890km	600億元 (7,800億円)

出典：在中国日本国大使館、1元＝13円にて換算

2-5 金融制度改革の推移

(1) 計画経済体制における金融制度

1998年3月に開かれた第14期全人代において朱鎔基が総理に就任し、会議上、「行政改革」「国有企業改革」及び「金融制度改革」の3つの改革を20世紀中に断行すると宣言した。

中国の現行の金融制度は計画経済の金融制度を基盤にしている。1949年に計画経済のニーズに応えるために、高度に中央集権化した金融制度が形成され¹¹、行政の管理下に置かれた。その主な特徴は、

¹¹ 「中国の金融制度の改革と発展」中国国务院発展研究センター、Zhang Chenghui、1997

- 1) 単一構造：中国は長期間にわたり、人民銀行しか存在しなかった。
- 2) 金融機関の非営利性：人民銀行（各支店を含む）は、収益の責任を持たないので、その経営は独立しておらず、行政部門の付属物のような存在であった。支店間における水平的貸借関係は認められなかった。
- 3) 限られた資産の取引：人民銀行は、預金の受入、ローンの提供、及び送金の処理以外の業務がなかった。計画経済当時は、金融市場が存在しなかったため、金融資産は、預金と現金のみであった。
- 4) 現金やローンの金額に関する計画によるマネーサプライ管理

人民銀行は現金管理を行い、諸機関や（国有）企業のすべての現金は、手持ち資金以外は、人民銀行に入れておかなければならなかった。人民銀行は資金運用に関しては、1年間の経済国家計画に基づいた中央政府のプランを完璧に実行する義務があった。

このように、従来の記入制度の唯一の目的が計画された経済成長率を実現するための金融面での必要条件を満たすことであったため、中央銀行は国家の管理下におかれ、独立した存在ではなかった。

(2) 「改革・開放」政策後の金融制度改革の推移

1978年末の「改革・開放」政策が開始されたのち、金融制度についての改革も行われることとなった。

主な改革のポイントは以下の4つをあげることができる。

1) 金融機関の設立と競争の導入

1979年、4つの国有専門銀行（工商銀行、農業銀行、建設銀行、中国銀行＝外為銀行）が再開設、あるいは新設され、銀行業務の拡大、金融制度の改善、競争の導入などが図られた。1980年代中葉、中国経済が市場経済への志向が強まるにしたがって、金融機関の数も増加した。全国規模の銀行や地方の商業銀行も開設され、ノンバンクの業態・数が大幅に増えた。外国金融機関の中国における事務所開設も開始された。1990年代初頭のピーク時には、信託投資公司（TIC）、証券公司、融資租賃（リース）公司など、銀行とノンバンクの数は6万行を超えた¹²。

2) 信用管理システムの改革

中国政府は、金融機関の育成と同時に、信用計画の権限を銀行に移譲し、同時に預金高と貸し出しの金額をリンクさせ、銀行間のコールローンを認めた。1983年7月から、政府

¹² 同脚注11

歳出予算の代わりに銀行ローンが、国有企業へ運転資金として提供されるようになった。

3) 中央銀行の基盤確立とマクロ規制の権限増加

人民銀行は、1984年1月以降、中央銀行としての機能を果たし始めた。通貨発行、ベース通貨管理、総与信量の管理、金利政策などの権限が1994年に人民銀行に集中された。さらに法律によって、金融政策の独立性を確保することが規定され、財政部は不足が発生した場合にも、中央銀行から当座借越しをすることができなくなった。

4) 金融市場の育成と開発

「改革・開放」政策の20余年の間に、銀行間コール市場、外国為替市場、証券市場が急成長した。なかでも株式市場が速い発展を見せている。

以上のように、計画経済時代に国家機関の付属物であった人民銀行が、中央銀行としての機能が強化され、市中銀行が急成長するなど、金融制度改革は一定の成果を見せている。しかし、中国の金融市場はいまだ、発展の初期段階であるといえる。

(3) 金融制度改革の現状と特徴

まず、株式市場が脆弱であること。すなわち、株式市場の機能、構造、自己規制の仕組みに問題が多く、未成熟な金融仲介業者の行動が原因となって、深刻な投機を引き起こしやすい状況にある。

次に、金融市場がいまだ銀行中心の構造となっていること（中国全体の金融機関の総資産の約90%が銀行資産である）、中央銀行が厳しい金利管理をしていること（市中金融機関は金利決定に対して影響力がない）、金融機関同士の株の持ち合いや、資産リストラ、金融市場への参入・撤退などが厳しく管理されていること、銀行業務が四大国有銀行による寡占状態にあること（金融資産の約87%を四大国有銀行で占めていること）などのボトルネックが存在しており、市場経済体制に応じた金融制度にはなっていない。

また、銀行間コール市場は健全性をもっていないこと、流通取引ネットワークが未発達であることなどがあげられる。為替レートは中央銀行の管理下にあり、公開市場操作が実現されておらず、外国為替市場の取引高は非常に小さいことなども、現在の中国における金融制度の特徴といえる。

(4) 金融体制改革と国有企業改革

金融制度改革は、国有企業改革と密接な関係がある。すなわち、国有企業に融資する銀行は国有銀行であり、国有企業の負債は往々にして国有銀行の債権となって現れるからである。したがって、国有企業が経営に失敗して、不良債権を抱えれば、それはすなわち多くの場合

銀行の不良債権となる。また、銀行の不良債権問題を適切に処理し・解決しないかぎり、国有企業の経営改善は望めない。また、1994年に銀行制度が大幅に改革される以前は、銀行は政府・財政の付属物的な存在で、人民銀行といえども独立性が極めて小さかった。人民銀行に中央銀行としての機能が強く期待され、1995年に「商業銀行法」の成立とともに「国家專業銀行」(工商銀行、建設銀行、農業銀行、中国銀行=外為銀行)の呼称が「国有商業銀行」と変わった後も、銀行融資にあたって、特に地方政府とその管理下にあった国有企業の強い意向が働いた。すなわち、国有商業銀行が独自の決定によって融資先を決定することができず、政府の「指示」に従って、融資を行っていた。言い換えれば、国有企業に対してはややもすれば野放図な融資を繰り返すことになり、他方銀行自身の持つ企業ガバナンス機能は弱く、そのことが国有企業の損失を生み出し、拡大させる要因となっていた。

2 - 6 西部開発における資金調達について

2000年12月に「西部大開発を実施する政策措置に関する通知」が出され、西部大開発の骨子が示された。この「通知」を具体化する目的で、国務院西部開発弁公室は、「西部大開発にかかる政策措置に関する若干の実施意見」を発表した。

「政策措置に関する通知」は、以下の5章により構成される。

政策策定の原則と支持の重点

資金投下の増加

投資環境改善

対内対外開放の拡大

人材の吸収と科学技術・教育の発展

また、「実施意見」は、20項からなっている。このなかで、西部開発のための資金調達に関しての主な内容は以下のとおりである。

第一は、財政移転支出の強化。中央財政規模の拡大にともなって、西部地域への一般的な移転支出を増大させる。また、農業技術開発、レイオフ労働者への生活費支給、特定目的に使用される資金の強化、貧困支援資金は重点的に西部に使用するといった内容である。

第二は、金融面での政策を強化。西部のインフラ建設に政策性銀行の長期貸付資金を投入する。国家開発銀行によるインフラ建設プロジェクトへの貸付期間の適当な延長を認める。インフラ建設では完成後の費用徴収権を担保に貸付を認める範囲を拡大する、農業・生態環境保護への貸付資金を増加させることである。

第三は、ソフト面での投資環境の改善である。国有企業改革を推し進め、企業を市場競争の主体に変えること、東部地域の企業・個人の西部への投資を奨励する、投資項目の審査・批准手続きを簡素化させる、政府の職能転換を進め、知的所有権の保護など、市場メカニズムの確立を急ぐ。

第四は、優遇税制の適用である。国家が奨励する分野への投資を行った国内企業、外資企業に対して、2001年から2010年に限定して、企業所得税を現行の33%から15%に引き下げること、その他所得税免除や半減などの制度を適用させている。

このほか、生態環境保護、外資誘致に関して、税制面での優遇措置が取られている。

市場経済メカニズムの下において、西部地域は東部に対して比較優位性を持つところが少なく、その開発は国家主導で財政投融资あるいは政策性金融によるところが大きい。今後、中国国内民間企業や外国資本に西部への投資を実施してもらうためにも、投資環境の整備が必要である。

第3章 本格調査の内容と提言

3 - 1 調査の基本方針

(1) 調査の目的

本件調査は、今後西部における持続的な開発・発展のために資する金融システムのあるべき姿、効率的な資金調達方法、関係法案の必要性、中央政府 - 地方政府の役割などを提示することによって西部の発展のための金融体制改革に貢献することを目的とする。

(2) 基本的な考え方

本件調査は政策提言型の開発調査である。成果品である最終報告書は、カウンターパート機関がその後、政策決定などを行うときの参考になり、提言の一部が政策などに盛り込まれることを期待する。したがって、調査を実施するにあたっては、現在に至るまでの中国側の西部大開発に対する政策・理念・考え方を重視し、十分に考慮したうえで、調査を進める必要がある。一方的な伝達や報告ではなく、日本側の考え方やプロセスを伝えて、中国側実施機関及び関係機関とともに調査の成果を作り上げていく調査であることを意識すること。さらに、西部大開発は現在進行中であり、また金融体制改革も、国有企業改革・行政改革とともに三本柱として掲げられ、様々な施策が実施されて、計画されている。よって本件調査を実施する間も、常に中国の政治的・経済的な動きを把握し、そのつとできるだけ本件調査の結果に反映させていく努力を要する。

3 - 2 調査の対象及び計画目標年次

本件調査での対象地域は、人民銀行と協議の結果、以下のとおりとする。広大な西部地域の中で、それぞれ特徴のある代表的な地域を選定して（事前調査団と人民銀行の間で、こうした地域を「典型的な地域」と呼ぶこととした）、調査・分析を行うこととした。

また、以上に示す

産業振興（国有企業再生） - 重慶市

貧困対策 - 甘肅省定西地区

農業振興 - 貴州省

産業インフラ整備プロジェクト

の項目は、第2章にて述べた西部地域が抱える経済発展のボトルネックの一部と一致する。これらの地域の特徴を捉えて、それぞれに対して金融政策面からどのようなアプローチが可能であるかを調査・検証し、実施可能な計画を作成する。

また、 に掲げる産業振興（国有企業再生）については、西部地域のみならず、中国全体が抱

える問題である。そこで、これまで国有企業改革に関し多くの経験を有する遼寧省の瀋陽市を重慶市の比較対照として、情報収集を行う対象地域とすることとした。

それぞれの項目について、具体的には、以下のとおりである。

(1) 産業再生（国有企業改革） - 重慶市

前述した「三線建設」による国有企業が、市場経済を無視した立地条件下にある以上、採算がとれない。改革の有力手段として株式制を採用することも、「三線」を含む西部地域の国有企業にとって株式を流通させることは難しい。同じ理由から外資による合併の実現には、多くの障害があるといえる。

「三線」の国有企業は、第7次五カ年計画の開始（1986年）から第10次五カ年計画（2001～2005年）に至る間、軍需産業からの転換や移転、閉鎖が繰り返されているが、転換政策は見べき成果をあげていない。

その理由の一つとして、社会主義を標榜する中国共産党の内部に、都市（沿海部）と農村（内陸部）の格差是正を重視する考えが根強く、内陸部の開発。発展のために「三線企業」を捨て切れなかったことがあげられる。また、「三線企業」を抱える地方政府（注：国有企業には中央政府が直轄するものと、地方政府が管理するものがある）も、かつて沿海部に傾斜していた産業構造・資産配置が「三線建設」によって若干ながら改善された経緯があるためである。

このため「三線企業」は移転したとしても、元の場所に近い中小都市への移転にとどまり、沿海部への移転などは考えられず、実現不能でもある。

一方、遼寧省瀋陽市鉄西工業区の国有企業群は、内陸地域が大部分である旧「満州国」（当方区地区）の実情と条件に応じて建設されたという点で、市場経済を重視しているとは言いがたく、その意味で「三線企業」と共通する所がある。西部開発における産業再生を考える場合、重要な参考地点といえる。

瀋陽での調査を参考としながら、西部地域産業再生に関する調査は、これら地域の国有企業に株式化（民営化）の可能性があるか 外資との合併は可能かなどが重点となる。これまで沿海地区を中心に展開されてきた国有企業改革と金融制度改革の推移を踏まえたうえで、西部地域における国有企業の特徴を捉え、市場経済メカニズムに沿ったかたちでの企業発展をなすために、どのような措置が必要かを探る。

(2) 貧困対策 - 甘肅省定西地区

西部地域の一部は、中国の中でも最貧困のレベルにあり、甘肅省の定西地区は、その典型といえる。1990年代初頭、中国政府は年収400元（外地からの仕送り、農産物売却益を含む）

以下を最貧困レベルと分類し、西部地域を中心に1994年には7,000万人に、1995年には6,000万人と漸減させて、2003年までにこの数をゼロとする計画を発表していた。2002年秋に開かれた第16回共産党大会で、江沢民総書記（当時）は「この計画は、ほぼ達成された」と報告した。これによって中国政府は、新たに年収625元以下を「貧困階層」と分類することとしたため、新たな「貧困階層」は、2002年現在約3,000万人で、そのほとんどは西部地域の農村住民とされている。

最近の統計によると、都市住民一人当たり年収は6,860元、農村住民年収は2,366元。農村住民年収を地域別にみると沿海地域(上海市)で5,870元、西部・非黄土地帯(四川省)で1,987元、西部・山岳砂漠地帯(新疆ウイグル自治区)で1,710元、西部黄土地帯(甘肅省)で1,509元と、大きな較差を示している。

甘肅省定西地区について、人民銀行は事前調査の協議の席上「国家指導者の多くが定西地区を視察している。定西地区の住民は郷土意識が強く、政府の移住勧告に応じていない。あらゆる政策をつくしてみて、手段がないことが明らかになるまで移民措置をとるわけにはいかない」としている。

貧困から脱却するために、これまで実施された中央・地方政府による貧困者支援プロジェクトなどの施策に関する整理、レビューを行うこと、の結果を踏まえつつ、貧困層に関する実態調査を実施し、マイクロファイナンスなど同地域における資金循環のための計画を作成し、当該地域における貧困克服のために必要な資金需要予測を行うこと。

以上のような金融面における施策(貧困者救済、零細農民救済に関するファイナンスなど)によって実現可能なプログラムを提示することが、この地域での調査の目的である。

本調査の遂行については同分野における世界銀行、アジア開発銀行、中国国内、日本において貧困対策・貧困撲滅のテーマで実施した調査をレビューし、さらにそれらを踏まえて中国における貧困の特徴を捉えた調査を実施することが必要である。

(3) 農業振興 - 貴州省

西部の多くの地域で農業が営まれている。そのなかで貴州省は、今後の農業が地域経済発展におけるキーポイントとする地域の典型であるといえる。

農業振興の調査対象地域として、雲南省、貴州省と広西壮族自治区の3地域が考えられる。そのうち、雲南省はメコン川サブリージョンの一地域として地理的優位性に恵まれ、ベトナム、ラオスなどインドシナないしASEAN諸国との貿易を推進することができ、広西壮族自治区もベトナムや北部湾海域に隣接するため、辺境貿易や海外との交流が便利である。これに対して、内陸の山間地にある貴州省は雲南省、広西壮族自治区のような地理条件に恵まれず、また交通インフラ整備が立ち遅れており、西部地域においても経済発展の後進性が際立つ地域である。

このような後進性は、経済開発の後れと最下位の平均所得に現れている。前者については、全国31省・自治区・直轄市におけるGDP割合の順位が26位、輸出入総額と外資直接投資の導入額がともに28位、後者については、一人当たり平均GDPが31位、農村住民平均純収入と平均生活消費支出がともに30位にとどまったことがあげられる（出典：中国統計年鑑2003）。

こうした理由により、貴州省を、後進性と密接に関連している西部のいわゆる「三農問題」、すなわち農業・農村・農民問題を金融面からの解決をめざす本件調査の農業振興テーマの典型的な対象地域とすることとした。

この項目においては、貴州省における具体的な対象地域、または実施済み・実施中の主要農業プロジェクトを任意で選定し、これらについて、包括的な現状分析を行い、貴州省における農業が国内競争力を持つための必要な資金需要の分析を行い、それを実行するためのアクションプランの作成を行う。

(4) 産業インフラ整備プロジェクト

現在、国家レベル、地方レベルで西部における重点プロジェクトを実施している。国家レベルでは、交通インフラ等を中心とした「十大プロジェクト」、また「西気東輸」（西部の天然ガスを東部に輸送する）、「南水北調」（長江の水を北部に引く）などに代表される大型インフラ整備プロジェクトがある。こうしたプロジェクトは、国家財政からの投融資、政策金融機関からの資金調達によって実施されている。中国国家財政が逼迫している状況、持続的な発展を維持することを鑑みるに、今後こうした実施中あるいは実施が予定されている大型プロジェクトへの適切かつ効率的な資金調達形態、投資規模、貸付条件、資金需要規模などについて、プロジェクトファイナンスの見地から評価を行うことが重要である。また、すでに民間ベースで（BOTなどの手法を活用して）実施されているプロジェクトを選び出し、将来的に主として民間・外資が投資を行うためのプロジェクト実施の環境整備の実施に関する制度上の問題、税制面での問題、今後必要となる国際金融機関・他国政府による資金援助との連携強化に必要な措置などについても精査する。

本件調査の中では、目標年次を2015年（調査終了から10年後を目途）として、各種シミュレーションなどを行う予定である。

3 - 3 調査の全体の流れ

本件調査では、以下の項目を骨子とする（付属資料3のS/Wを参照のこと）。

(1) 現状分析

1) 中国における金融体制改革・西部開発に関するこれまでの政策決定などの推移

- 2) 調査対象地域における改革の推移
- 3) 金融体制改革と西部開発における現状の分析と問題点の抽出

(2) 主要課題の設定・対策の検討

(1)の現状分析で明確になった課題を系統化し・整理したうえで、それらに対する金融面からの対策がどうあるべきかを検討する。また、調査対象地域における今後の10年間の資金需要予測を行う（その他の地域に関しては、人民銀行が本件調査の結果を利用して、類推しながら自ら行う。よって資金需要予測などに必要なデータ収集・分析方法を含む手法も合わせて、調査期間内に技術移転する）。

(3) 日本の開発に関する経験の整理

日本がこれまで実施してきた（例：東北地域開発、北海道開発、インフラ整備など）開発の経験を取りまとめ、中国の実情を踏まえたかたちで整理し、中国側に提示する。

(4) 結論・提言

上記の項目に関する調査を実施した結果を取りまとめて、西部地域開発のために期待される金融政策・制度のあり方などを示し、これらの実施するために必要なアクションプランを短-中-長期で提示する。また、西部開発に係る法整備についても、どのような法律を整備すべきかなどについて提言を行う。

3 - 4 調査期間・要員計画

(1) 調査期間は、全工程概ね21ヵ月前後を想定している。2004年3月に開始し、2005年11月頃に終了する予定である。

(2) 調査団員の構成

本格調査の団員構成は、金融政策・制度に関して横断的に俯瞰しつつ、提言を作成するメンバーと、「2 - 2 西部地域の経済・社会の現状（概略）」にあげるそれぞれの対象地域（項目）でのセクターに関する分析を行うメンバーをもって構成する。これらのメンバーが互いの関連性を意識しつつ、有機的に結びついて、調査を実施することを想定している。また、中国独自の政治的事情、政策意思決定ルート、中央と地方政府の考え方などについても、留意して、中国側の意見やこれまでのやり方などを尊重しつつ、調査団としての意見（最終的には、政策提言として提出するもの）を明確に持ち、中国側と協議を重ねて実施していくことが求められる。

また、構成員としては以下のような配置が考えられる。

総括 / マクロ政策、 副総括 / 開発金融政策、 開発金融制度、 法制度、 財政・税制度、 産業再生 1、2 (2名)、 貧困対策 / マイクロファイナンス、 農業振興、 産業インフラ整備、 経済モデル構築

3 - 5 本格調査への提言

本件調査は、中国において金融体制の改革がなお必要であること、西部地域の開発を持続的に実施する必要性があることの2つの主題を融合させて、戦略性をもった調査を実施する必要がある。

そのためには、これまでの西部開発の経緯や現状、金融制度改革の現状と課題をよく理解したうえで、西部開発を達成するために、国家が投資環境を進めるにあたって、適切な開発金融システムのあり方、政策性金融の重要性とその活用の仕方、中央政府・地方政府が財政面でどのような役割を果たすべきなのか、与信問題などを検討する必要がある。また西部開発計画において、今後10年間で、調査対象地域やプロジェクトにおいてどれだけの資金需要があるのかを予測することが調査の事項として掲げられる。

西部大開発の政策は現在進行中であり、遠大な開発計画である。国家レベル、省レベルでそれぞれに、西部地域をとりまく情勢は流動的で活発に動いている。持続的な発展を続けるためにも、今後の西部開発に振り向けるべき政策性金融や財政投融资、人民銀行の中央銀行としての政策などが非常に重要な役割を果たすことになる。

したがって、調査を実施するにあたって、国家戦略である「西部大開発」に関する動向・現状分析を常に行いつつ、その中で開発金融制度が果たす役割を意識した調査を実施する必要がある。

さらに、「2 - 2 西部地域の経済・社会の現状(概略)」において述べたように、西部地域は性質の異なる複雑な問題を同時に多く抱えている。したがって、本件調査においては、地域開発政策や財政・金融政策におけるミクロからマクロ問題までを包括的にカバーすることが求められており、専門調査にあたっては、日本側、中国側共に目標達成に向けて念頭に入れるべき理念や事項が幾つか存在すると思われる。調査の論点の整理のため、改めて列挙すれば以下のとおりである。

(1) 調査手法としては、ミクロのモデルケース・スタディーを下敷きにして西部地域全体の持続的な中長期開発モデルをデザインすることが第一歩である。さらに、当該西部地域開発計画を促進するための財政・金融に係る施策・法整備立案を提案することになる。

(2) 中国における財政・金融制度は、いまだ市場経済への体制移行途上にあり、税制、徴税能

力、中央銀行の独立性の問題、並びに財政と金融の未分離（国有企業、国有商業銀行間に発生する不良債権問題）の問題等制度の脆弱性が存在することを認識しておく必要があること。

(3) 本件調査の狙いは、中国における財政・金融制度の脆弱性を念頭に入れつつ、今後どのように外資を含む民間セクターや民間金融が活動を広げられるかを考えながら西部地域開発に係る関連法整備を考察することにもある（民間参入促進のインセンティブ考察が必要）。

(4) 西部地域開発プロジェクトの資金調達の源泉に関して、適正な財政と金融の分担、および金融にあっては民間と公的金融のバランスに留意しなければならない。基本的には、プロジェクトごとに想定されるリスクにより、可能な資金調達の選択肢が決定されることになる。これを概略整理すれば、表3-1のマトリックスとなる。プロジェクトの資金調達を考える場合、表3-1の選択肢単独で考える必要はなく、幾つかの選択肢の共同活用も考慮すべきである（Co-financing - 協調投融資 - ここでいう投資は出資機能のそれを指す）。

表3-1 リスクによるプロジェクト分類と可能な資金調達手段のマトリックス

リスク区分 調達手段	低：短期商業金融 (債務償還確実、短期)	中：SME、設備金融 (償還確実、中・長期)	高 (償還不能)	考慮すべき要素
民間金融（国内銀） （外国銀）	----->	----->		金融制度、リスクマネジメント能力の成熟度に依存
国内債権・資本市場	----->	-----> (政府保証で長期事業債発行可能)		情報開示等の制度インフラ整備状況に依存 (中国では制約多い)
FDI（外国投資）	----->	----->		進出先の市場性、リスクに依存（投資インセンティブの評価）
公的金融 (政策金融、保証、 利子補給)		-----> (財政支出とのミックスで償還可能性が拡大する)		政策手段の適正な選択が必要 民間金融補完の原則遵守 民間リスク補完によりプロジェクトを実現させる
ドナー機関借款		----->	-----> (政府保証)	政府償還保証による超長期金融手段（国内開銀が仲介するケースが多い）
財政支出		----->	----->	金融に馴染まない分野 中央と地方政府の分担

- (5) 西部地域開発のファイナンスについては、外資参入促進を図る視点とともに、いかに東部に偏りがちな資金供給の流れを西部にブリッジしていくかという大きな視点にたった議論が必要である。これを考える場合、国家開発銀行の金融機能（資金調達・運用）活用は現実的であり重要と思われる。
- (6) 中国の債権市場は、国債中心の発行市場（国家開発銀行が政府保証債を発行しているがこれは準国債と位置づけられる）に限定され、中途売買可能なセカンダリーマーケットがいまだ形成されていないものと思われる。したがって流動性に乏しく、引き受け機関は国有商業銀行などに限定されていることを理解しておかなければならない。
- (7) 西部地域開発プロジェクトのための事業債や自治体債発行（地方債の発行は現行のルールでは認められていない模様）の可能性については、現下の債権市場にあっては多くの場合、政府保証が前提とならざるを得ない。また、政府保証の拡大は、政府の偶発債務を増やすことになり、政府の財政赤字拡大の問題と併せて留意が必要である（財政規律に係る問題）。
- (8) プロジェクトファイナンスや最近日本で定着しつつあるPFI（Private Finance Initiative - 民間に建設・運営委託する公益サービス事業）等の民間資本活用による社会インフラ整備の可能性も検討に値しよう。この場合、民間参入促進のための特別な法整備（PFI法、SPC法 - 特別目的会社法）も必要となる。

付 属 資 料

- 1 . カウンターパート機関（中国人民銀行、関連機関の概要）
- 2 . 要請書
- 3 . 実施細則及び協議議事録（日中）
- 4 . 関係機関面談内容

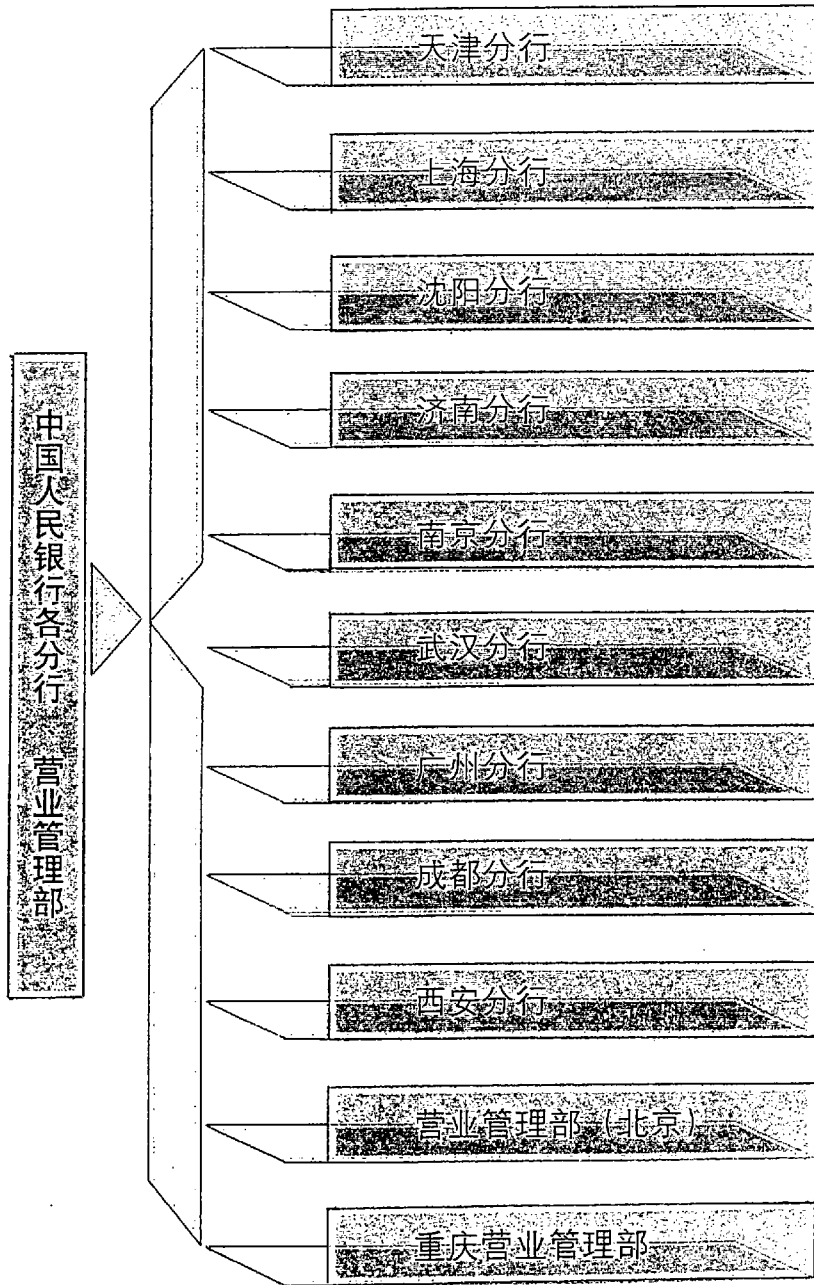
1. カウンターパート機関（中国人民銀行、関連機関の概要）

中国人民銀行(The people's bank of China) 略歴

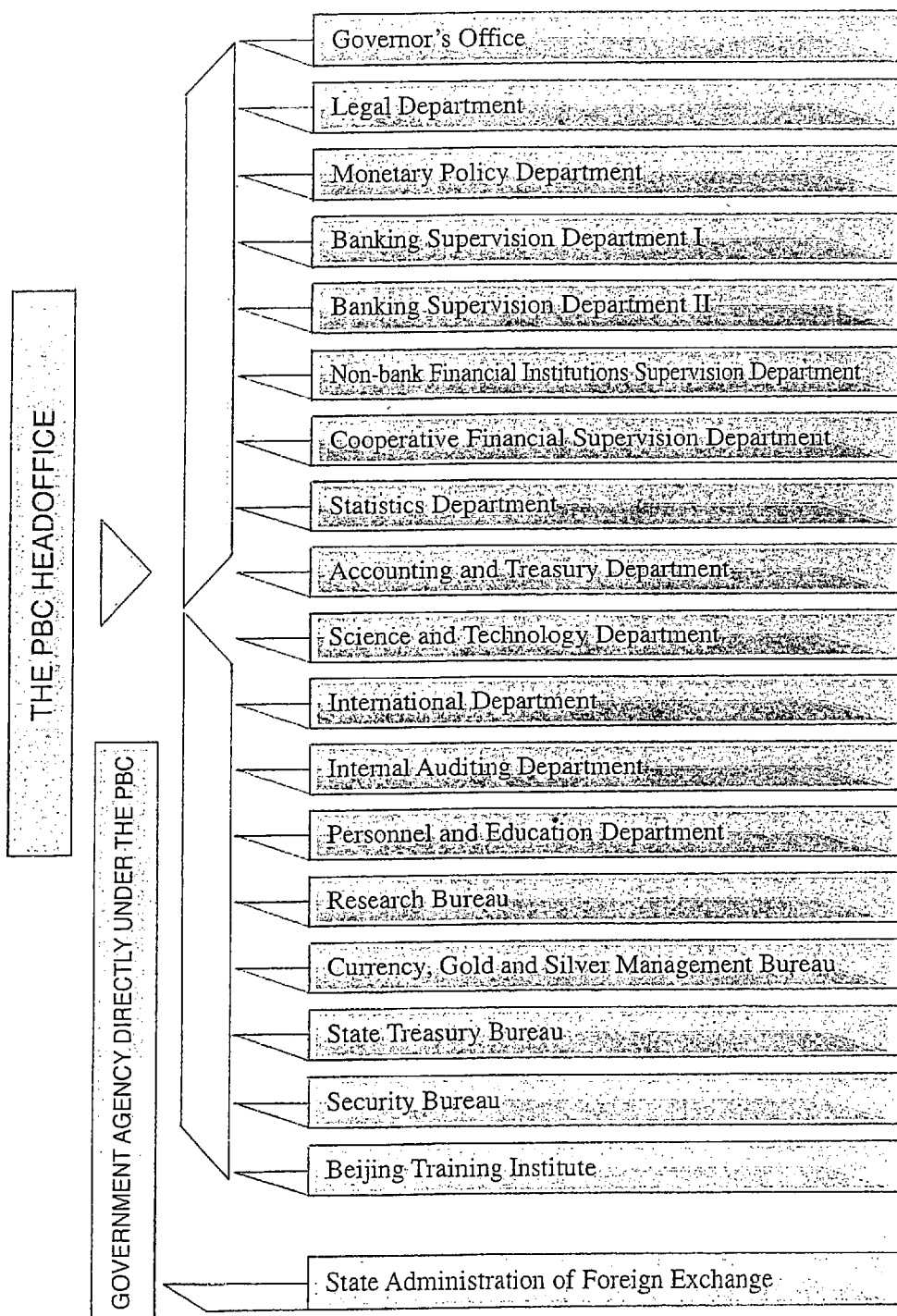
中国人民銀行は、1948年12月1日に、華北銀行、北海銀行、西北農民銀行を統合して、これらの銀行をベースに組織された。1983年9月、中国国務院は中国人民銀行を国家中央銀行としての専門行とすることを決定した。1995年3月18日、第8次全国人民代表大会第3回会議にて『中華人民共和国中国人民銀行法』が可決され、これにより、中国人民銀行は法的に根拠付けられた中央銀行として発足した。

第10次全国人民代表大会の審議を通過した「国務院機構改革方案に関する規定」に基づき、中国人民銀行は、銀行、金融資産管理会社、投資信託会社およびその他金融機関に類する機関の管理監督の機能を分離して、かつ中央金融工作委員会との機能の統廃合を行い、中国銀行業監督管理委員会が成立した。

2002



THE PEOPLE'S BANK OF CHINA



THE PEOPLE'S BANK OF CHINA

附件

中国西部开发金融制度改革研究项目申请书

一、项目名称：中国西部开发金融制度改革

二、中方申请单位：中国人民银行

三、中方实施单位：中国人民银行

国务院有关部门和机构

四、合作地点：中国北京

五、项目申请的意义

西部大开发是我国“十五”计划开始实施的一项重要发展战略，在国家现代化建设中居于举足轻重的地位，对加速中西部地区的经济发展，缩小地区差距和实现国民经济第三步战略目标具有全局性的重大意义。

西部大开发涉及的地理范围和内容都极为广泛。地理范围包括 12 个省市自治区，内容不仅涉及西部地区的经济发展和社会基础设施的建设，而且包括这一地区生活环境、科技环境及人文环境的改善等诸多方面，需要大量的资金投入，融资保障无疑是实施这一战略的一个关键因素。

改革 20 多年来，我国的投融资体制已发生了巨大变化，计划经济下国家集中资源进行区域经济开发的经验已多有不适之处。在经济全球化和我国经济结构多元化的背景下，加快西部地区的发展，除了依靠传统的财政投融资，重点是构建一个多元化的市场融资体系。本项目将通过西部典型地区的集中调研和对发达国家及发展中国家区域经济开发的比较分析，总结市场经济

条件下实现区域经济快速发展的经验，结合我国国情，着重对西部开发的金融制度和资金保障体制进行研究，并提出具有操作性的政策建议。因此，本研究项目将对社会主义市场经济条件下区域开发金融制度的形成发挥应有的政策咨询作用。

六、项目调研内容

(一) 对西部开发中各类建设项目资金需求的规模、期限和循环特点进行分类研究。

(二) 对相关投融资主体的事权划分进行分类研究。

(三) 在对各类资金需求和投融资主体进行分类研究的基础上，研究可行的融资渠道和融资方式。

(四) 了解1955—1965年间日本《新全国开发计划》的金融制度及其他国家和地区的财政转移支付系统等内容，借鉴适用于我国西部大开发融资的成功经验，进而对西部经济开发的融资渠道、金融制度和财政、税收制度安排提出政策建议。

七、项目调研方式

(一) 全面收集西部大开发中的建设项目信息和相关的政策信息。

(二) 组织有关咨询机构对上述建设项目进行经济技术论证，从而确定各类项目的资金需求。

(三) 选择一些地区，如四川、云南、陕西等地，作为实施项目调研的典型地区。

(四) 邀请日本政府机关（国土交通省）、政策金融机构（日本开发银行、前日本兴业银行等）以演讲会、研讨会等形式进行信息交流。

(五) 建立用于本研究项目的资金需求预测模型。

八、时间安排

由于西部大开发是“十五计划”（2000年到2005年）开始实施的一项重大发展战略，因此，本项目有必要立即实施，并在2003—2004年度完成。

九、有无提供用于调查研究器材的要求
无。

十、与第三国以及国际金融机构的关系
无。

十一、与调研有关的国内配套资金的筹措

本项目一经批准，中国人民银行将提供必要的配套资金。

十二、合作地点的设置及其完善情况

本项目批准实施后，中国人民银行将提供必要的工作条件。

十三、合作有关材料的准备状况（另附材料）

十四、对其他部门和领域的影响（项目影响和申请单位在其中的职责）

金融保障在西部开发战略实施中处于核心地位，本项目成果不仅有助于形成合理的西部开发金融体系，而且将对西部地区投融资环境的改善和整个开发战略的实施产生积极影响。此外，鉴于本项目涉及内容和中国人民银行的职能相一致，中国人民银行在项目实施过程中负责协调与其他相关部门的工作关系。

中国西部開発金融制度改革 研究プロジェクト申請書

一、プロジェクト名称：中国西部開発 金融制度改革

二、中国側申請者：中国人民銀行

三、中国側実施者：中国人民銀行

國務院関連部門及び機関

四、合作場所：中国北京

五、プロジェクト申請の意義

西部大開発はわが国“第十次五ヵ年計画”より実施された重要な発展戦略であり、国家現代化建設において全局面を左右する重要な地位にある。中西部地域の経済発展の加速、地域格差の是正及び国民経済の第三段階戦略目標にとって、全局的な重大な意義を有している。

西部大開発が関係する地理的範囲と内容は共に極めて広範である。地理的範囲は十二の省市自治区に及び、内容は西部地域の経済発展とインフラ建設のみならず、この地域の生活環境、科学技術環境及び人文環境など多岐にわたっている為、大量の資金投入が必要であり、それらの融資保障はこの戦略を実施する上でカギとなる要素であることは必至である。

改革から二十数年、わが国の投融资体制には既に大きな変化が起こっている。計画経済の下、国家が全資源を集中させて行ってきた地域経済開発には既に多くの不適切な点がある。経済のグローバル化とわが国経済構造の多元化という背景のもと、西部地域の発展を加速させるには、伝統的な財政投融资に頼るのみではなく、その重点を多元化し

た市場融資体系の構築におくべきである。本プロジェクトでは西部の典型的地域に対する集中した調査研究と、先進国と発展途上国の地域経済開発について比較分析を行う。市場経済における地域経済の高速発展の実現という経験をまとめ、それを我が国の国情にあわせ、西部開発の金融制度と資金保障体制に対する研究に重きをおきつつ、実施可能な政策提言を行う。この為、本研究プロジェクトは社会主義市場経済における地域開発金融制度の形成に対し、果たすべき政策コンサルタントの役割を担うことになる。

六、プロジェクトの調査研究内容

- (一) 西部開発における各種建設プロジェクト資金需要の規模、期限及び循環の特徴に対し分類研究を行う。
- (二) 関連する投融资主体の権限区分に対し分類研究を行う。
- (三) 各種資金需要と投融资主体に対する分類研究の基礎の上で、実行可能な融資ルートと融資方式を研究する。
- (四) 1955年から1965年における日本の「新全国開発計画」の金融制度及びその他の国や地域で行われている国と地方の財源を結ぶ交付金システムなどの内容を理解し、わが国西部大開発融資に適する成功した事例を学び、西部経済開発の融資ルート、金融制度及び財政、税制制度の確立に政策提言を行う。

七、プロジェクトの調査研究方式

- (一) 西部大開発における建設プロジェクトデータと関連する政策データを全面的に収集する。
- (二) 関連するコンサルティング機関を組織し、上述の建設プロジェクトに対し、経済技術論証を行い、それにより各種プロジェクトの資金需要を確定する。
- (三) 一部地域、例えば四川、雲南、陝西などの地を選んでプロジェクト調査研

究実施のモデル地区とする。

(四) 日本政府機関（国土交通省）、政策金融機関（日本開発銀行、元日本興行銀行等）を招き、講演会、セミナーなどの形式で中国側との情報交換を行う。

(五) 本研究プロジェクトで用いる資金需要予測モデルを確立する。

八、スケジュール

西部大開発は「第十次五ヵ年計画」（2000年から2005年）で実施が始まった重要な発展戦略である。その為、本プロジェクトは直ちに実施し、2003年から2004年度に完了する必要がある。

九、調査のための器材提供の希望

なし。

十、第三国及び国際機関との関係

なし。

十一、調査に関わる中国国内での必要資金の調達

本プロジェクトは批准次第、中国人民銀行は必要な関連資金を提供する。

十二、協力場所の施設及び完備状況

本プロジェクトは批准次第、中国人民銀行は必要な業務条件を提供する。

十三、協力に関連する資料の準備状況（添付）

十四、その他部門と分野における影響（プロジェクトの影響と申請者の責任）

金融保障は西部開発戦略の実施において核心的地位にあり、本プロジェクトの成果は合理的な西部開発金融体系の形成に役立つばかりでなく、西部地域の投融资環境の改善と開発戦略の実施全体に積極的な影響を及ぼすことができる。その他、本プロジェクトが関与する内容と中国人民銀行の職能が一致するということから鑑み、中国人民銀行はプロジェクト実施過程において、その他の関連部門との連携業務の任を負う。

中華人民共和国
西部開発金融制度改革調査

実施細則

日本国独立行政法人国際協力機構
中華人民共和国 中国人民銀行

この実施細則は、下記の機関により合意されるものである。

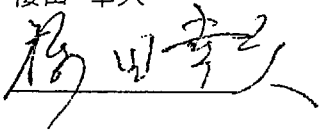
日本国独立行政法人国際協力機構

中華人民共和国中国人民銀行

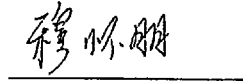
この実施細則は、下記の者の署名により確認されるものとする。

2004年1月20日

日本国
独立行政法人国際協力機構
中華人民共和国事務所長
櫻田 幸久



中華人民共和国
中国人民銀行
研究局局長
穆 懷朋



日本国政府は、中華人民共和国政府の提案に基づき、西部開発金融制度改革調査の実施を決定し、2004年1月20日、本調査の実施に関する口上書を中華人民共和国政府と交換した。

日本国政府による技術協力の実施機関である独立行政法人国際協力機構(以下 JICA とする)は、日本国において施行されている法律及び規則に従い本調査を実施する。

中華人民共和国中国人民銀行は、中華人民共和国政府の本調査に関する担当機関として、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い中華人民共和国関係機関の調整を行うとともに、JICA が派遣する調査団と協力して本調査の円滑な実施をはかる。

2004年1月20日、日本国政府が中華人民共和国政府に発した口上書及び中華人民共和国政府の口上書による回答に基づき、JICA と中華人民共和国中国人民銀行は、協力の内容、範囲及び調査日程並びに協力を進めるに当たって両国政府がとるべき措置等の詳細について、協議の上本実施細則を定めた。

1. 協力の内容及び範囲

- (1) 中国西部において現在の金融・法律制度をレビューし、改善点を整理し、今後の持続的な発展のための開発金融システムを再構築する。
- (2) 中国西部におけるプロジェクトの実施に係る適切な資金調達方法を整理する。その運営についての現状と課題を精査、分類し、解決策について提言を行う。
- (3) 調査対象地域は西部および関連地域とする。
- (4) 日本側は、本格調査の期間中、調査に参画する中国側専門家に対し現地調査業務を通じ技術移転(統計等に使用するための正確なデータの作成、制度構築等の考え方等)を行う。また、セミナーおよびワークショップを開催し、調査の結果等を中国側金融財政分野における政府、学会ならびに業界関係者に報告し、また広く中国側関係者の「考え方」を知る機会とする。

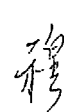
2. 調査の内容

1) 現状分析

- ア) 中国においてこれまで実施されてきた金融体制改革の推移
- イ) 中国全般における金融、財政、産業、投資等に関する政策・制度の動向と西部地域の開発との関係
- ウ) 西部地域における金融政策・金融制度の現状についての分析
- エ) 西部地域における現行の資金需要と規模および資金調達の方法等に関する分析
- オ) 西部地域における地域経済・社会基盤整備等の現状分析
- カ) 西部地域における投融資プロジェクト等の実施状況と今後の計画
- キ) 西部地域における現行の投融資プロジェクトの分類、特徴および投資対象としての分析
- ク) 関連法制度の整備状況

2) 主要課題の設定

- ア) 現状分析から想定しうる本件調査の最終的な到達目標
- イ) 西部地域における重点プロジェクトへの資金投入状況・形態および資金調達方法の検討を通じ



て、分析対象である典型的な地域または重点プロジェクトの今後 10 年間における資金需要規模の予測

ウ) 包括的な金融政策・金融制度改善の基本方針・戦略の検討

エ) 担保・信用供与の設定、顧客へのサービスという面から見た金融制度の運用等、資金運用全体のマネージメントに関する検討

オ) 西部開発戦略を達成するために、中央政府・地方政府および投融資メカニズム(政策性金融、商業性金融、外資・民間)の役割に関する検討

カ) 西部地域開発を推進する上で、金融面およびこれに関連する法的整備の必要性に関する検討

キ) 民間企業の西部開発への積極的な参入を促進・誘致するための投融資促進政策の改善

3) 日本の経験の提供

上記1)、2)で集約される中間的な調査結果を踏まえて、日本の戦後における産業政策・地域開発、公共投資、開発銀行、公庫の施策等の経験について、調査で明らかになった問題解決に焦点を合せて提供する。また、金融・財政面からの地域開発へのアプローチについても日本側の経験を提供する。

4) 期待される西部地域における金融政策・制度の検討

上記2)、3)の結果を総括し、既存の金融政策・制度に対して評価を行い、明確化された課題・解決すべき問題点について短期・中期・長期の期間で設定し、それを達成するために中国の国情を踏まえ、開発金融に関する考え方(理念)・制度・施策・実施体制を検討した上で、選択肢を提示する。

5) 総合評価と提言

ア) 持続的な経済発展のための開発金融制度のあり方

イ) 西部開発における必要な金融制度改革の全体像の提示並びに今後 10 年間の資金需要とその規模の予想

ウ) 上記4)の結論による最適案のマトリックスの作成、各実施段階における費用概算

エ) 調査結果および日本の経験を踏まえた金融・財政面の改革の提言

オ) 西部開発における人的資源の開発計画(技術移転)

カ) 西部開発にかかる金融制度およびこれに関連する法的整備の必要性に関する提言

3. 調査期間及び工程

調査期間及び工程は別表1のとおり概ね20カ月間とする。

4. セミナーとワークショップの実施

本格調査実施中に、以下のとおりセミナーとワークショップを実施する。

(1) 調査成果の政策への反映を図るため、調査の進捗に合わせ、中国側の政府部門担当者、施策部門担当者およびその他関係者等を対象としたセミナーとワークショップを実施する。

(2) セミナーにおいては、日本の開発金融制度における諸課題に関する経験及び教訓を紹介することを含む。



5. 報告書

JICA は、下記の報告書(中国語)を作成し、中華人民共和国中国人民銀行に提出する。

(1) 着手報告書(中国人民銀行及び本件調査関係機関に対し 25 部)

調査実施計画と実施工程を内容とするもので、現地調査の開始時点に提出する。

(2) 進捗報告書(25 部)

現状分析の過程と分析結果を内容とするもので、調査開始後 5 カ月以内に提出する。

(3) 進捗報告書2(25 部)

第1回現地調査終了後、調査内容について整理した内容とするもので、調査開始後8ヶ月以内に提出する。

(4) 中間報告書(50 部)

第1回、第2回目の現地調査の結果を踏まえ、西部地域における開発金融法律制度構築に関する戦略・指針の政策提言(案)を内容とするもので、調査開始後12カ月以内に提出する。

(5) 最終報告書(案)(50 部)

調査開始後18カ月以内に提出する。中国人民銀行は最終報告書(案)を受領後、1カ月以内に本報告書(案)に対する意見を JICA に提出する。

(6) 最終報告書(100 部)

最終報告書(案)に対する意見受領後 1 カ月以内に、最終報告書を中国人民銀行に提出する。

6. 中国側がとるべき措置

現地調査を円滑に実施するために、中国側は中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い以下の措置をとる。

- (1) 中国側専門家、事務職員及び作業員などの提供及びそれに係るすべての経費負担
- (2) 現地調査を実施するに当たって、中国側担当機関からの便宜供与及びそれに係る経費負担
- (3) 現地調査に必要な作業所及び机、椅子など備品の無償提供及び宿舎の斡旋(ただし、調査サイトにおいて通常の方法で借上げが困難な場合は宿舎の無償提供)
- (4) 現地調査のために必要な通訳の無償提供
- (5) 現地調査のために必要な航空機、鉄道、車輛及び船艇などの手配(ただし、通常の方法で借上げが困難な車輛及び船艇等については運転手等を含め無償提供)
- (6) 現地調査のために必要な中国国内間電話設備の提供及びそれに係る経費負担(通信・通話料を含まない)
- (7) 現地調査に必要な諸許可の手続きの実施
- (8) 調査のために必要な資料及び情報の提供
- (9) 調査のために必要な資料の中国から日本への移送許可
- (10) 現地調査期間中、調査団員に病気、怪我が発生した場合の病院の手配
- (11) 現地調査期間中の調査団員の安全の確保
- (12) 日本から持ち込む資機材の中国国内輸送費の負担
- (13) 日本から持ち込む資機材の輸入及び再輸出に必要な手続き
- (14) その他軽微な資機材等一部経費の負担



(15) 中文報告書の翻訳内容の確認

7. 日本側がとるべき措置

日本側は、調査に当たって以下の措置をとる。

- (1) 日本側調査団員の技術費、渡航費、現地調査期間中の食費、旅費及び医療費等の経費負担(上記5. (3)、(5) の中国側が負担する場合を除く。)
- (2) 現地調査の実施に当たって、現地調査に関する業務分担の日本側が分担する業務の実施及びそれに係る経費の負担
- (3) 日本から持ち込む資機材の日本から中国の港までの往復輸送費の負担
- (4) 上記4. の報告書の作成

8. その他

本実施細則に定めていない事項については、本調査期間中両者協議して定めるものとする。

別表:調査工程案



中国西部開発金融制度改革調査 調査工程 (案)

別表

年次	第1年次												第2年次										
月次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20			
現地作業		■						■					■						■				
国内作業	□					□						□						□		□			
報告書作成	△ IC/R				△ P/R1			△ IT/R				△ P/R2						△ DF/R			△ F/R		

注記：
 IC/R 着手報告書
 P/R 進捗報告書
 IT/R 中間報告書
 DF/R 最終報告書草案
 F/R 最終報告書

Handwritten signature

中华人民共和国
西部开发金融制度改革调查

实施细则

日本国独立行政法人国际协力机构
中华人民共和国中国人民银行

本实施细则是以下两个机关达成的协议

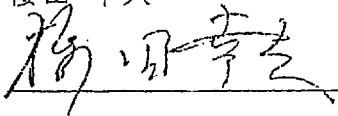
日本国独立行政法人国际协力机构

中华人民共和国中国人民银行

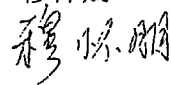
本实施细则，经双方签署确认成为正式文本

2004年1月20日

日本国
独立行政法人国际协力机构
中华人民共和国事务所所长
樱田 幸久



中华人民共和国
中国人民银行
研究局局长
穆怀朋



根据中华人民共和国政府的提议，日本国政府决定对“中国西部地区开发金融制度改革调查”的实施，于2004年1月20日，与中华人民共和国政府交换了关于实施该调查的照会。

独立行政法人国际协力机构（以下称 JICA）为日本国政府进行技术合作的执行部门，将依据日本国现行法律和法规实施本调查。

中国人民银行为中华人民共和国政府实施本调查的执行机构，将依据中华人民共和国现行法律和法规负责中国相关机构间的协调工作，同时配合 JICA 派遣的调查团顺利地实施本调查。

2004年1月20日、根据日本国政府向中华人民共和国政府递交的照会以及中华人民共和国政府的复议照会，JICA 和中华人民共和国中国人民银行就合作内容、范围、调查日程及两国政府为开展合作应采取的措施等具体事宜，经过协商制定了本实施细则。

一 合作的内容及范围

- 1 调查研究中国西部地区现行的金融、法律制度，整理出改进点，为今后的可持续性发展重建开发金融体系。
- 2 整理出与实施中国西部地区开发项目有关的合适的筹资方法。对项目开展的情况和课题进行彻底调查和分类，并提出解决方案的建议。
- 3 实施调查地区为西部及有关地区的。
- 4 日方在正式调查期间，通过实地调查工作对参加调查的中方专家进行技术（如用于统计的准确数据的制作方法、创建制度的思考方法等）转让。另外通过召开研讨会或技术交流会，将调查的结果等向中方金融、财政领域的官方、学会以及同行的有关人员进行报告，同时广泛地了解中方有关人员的想法。

二 调查内容

1 现状分析

- 1) 中国迄今为止进行金融体制改革演变过程的分析
- 2) 有关中国整体金融、财政、产业、投资等政策制度的趋势与西部地区开发关系的分析
- 3) 关于西部地区金融政策、金融制度现状的分析
- 4) 关于西部地区现在的资金需求、规模以及筹资方法等分析
- 5) 关于西部区域经济、社会基础设施建设等分析
- 6) 关于西部地区投融资项目等的实施状况及今后的计划
- 7) 关于西部地区现行的投融资项目的分类、特点及作为投资对象的分析
- 8) 相关的法制建设情况的分析



2 设定的主要课题

- 1) 通过现状分析设定出本调查最终要达到的目标。
- 2) 通过对西部地区重点项目的资金投入状况、资金投入形态以及筹资方法等研究,预测作为分析对象的典型地区和重点项目在今后 10 年间的资金需求状况及规模。
- 3) 关于改善总体金融政策、金融制度的基本方针和战略的研究。
- 4) 关于担保、提供信用的条件设定情况以及从为顾客服务的角度对金融制度的运用、整体资金流动的运营管理等进行研究
- 5) 研究为实现西部开发战略中央和地方政府以及投融资机制(政策性金融、商业性金融、外资或民间资本)的作用。
- 6) 在推进西部地区开发过程中,对进行有关金融方面以及与此相关的法制建设的必要性予以研究。
- 7) 为促进、引导民营企业积极参与西部地区开发,进行有关改善投融资政策的研究。

3 日本经验的提供

根据由上述 1、2 所整理归纳出的中间调查结果,同时针对调查中发现的需要解决的问题,提供出日本战后在产业政策、区域开发、公共投资、开发银行、公库等措施方面的经验。另外,在有关金融、财政支持对区域开发所起的作用这点上也提供日本方面的经验和教训。

4 就西部地区开发金融政策、制度进行探讨

总结上述 2、3 的结果、对现行的金融制度进行评价,就已明确的课题和应解决的问题设定短、中、长期目标。为实现这一目标,要根据中国国情并在充分探讨有关开发金融的思路(理念)、制度、措施、实施体制等基础上提示几种选择性答案。

5 综合评价和提议

- 1) 为可持续性经济发展的开发金融制度的应有状态。
- 2) 提出西部地区开发所需要的金融制度改革的整体框架并对今后 10 年西部地区开发的资金需求以及需求的规模作出预测。
- 3) 根据上述 4 的结论,作出最佳方案的矩阵图和各实施阶段所需大概的资金投入。
- 4) 根据调查结果及日本的经验提出有关金融、财政方面改革的建议。
- 5) 西部地区人力资源的开发计划(技术转让)。
- 6) 对西部地区开发过程中建立金融及相关法律制度的必要性并就此提供几种选择性答案。

三 调查其间及工程

具体调查期间及大致的日程安排如附表 1 所示，大约为 20 个月。

四 开展研讨会和技术交流会

进行正式调查时将开展以下的研讨会和技术交流会

- 1 为使调查结果能在政策上得到体现，根据调查的进展情况，邀请中方官方部门、实施调查部门、以及其他有关部门的负责人开展研讨会或技术交流会。
- 2 在研讨会上，结合实际调查所了解到的信息将重点介绍日本开发金融制度的各种课题和与之相关的经验、教训。

五 报告书

JICA 作出下述报告书（中文），提交给中华人民共和国中国人民银行。

- 1 开工报告书（提交给中国人民银行及本调查有关部门，共 25 部）
内容是关于调查实施计划和实施工程情况，在实地调查开始时提交。
- 2 进展报告书 1（25 部）
内容是现状分析过程和分析结果，在调查开始后的 5 个月内提出。
- 3 进展报告书 2（25 部）
内容是第 1 次调查结束后经过整理的调查内容，在调查开始后的 8 个月内提出。
- 4 中间报告书（50 部）
根据第 1 次、第 2 次实地调查的结果，提出构筑西部地区开发金融法律制度的战略方针，在调查开始后的 12 月内提出。
- 5 最终报告书（草案）（50 部）
在调查开始后 18 个月以内提出。中国人民银行在接到本报告书（草案）后一个月以内向 JICA 提出有关意见。
- 6 最终报告书（100 部）
JICA 在接到中国人民银行对最终报告书草案意见后的一个月以内，重新整理并向中国人民银行提交最终报告书。

六 中方应采取的措施

为顺利地进行实地调查，中方依据中华人民共和国现行法律和法规采取以下措施。

- 1 配备中方专家、办事员及作业人员，并负担与之相关的一切费用。
- 2 进行实地调查时，中方负责单位提供必要的方便，并负担与之相关的费用。
- 3 无偿提供实地调查所需要的办公室和办公桌、椅等用品，并负责安排宿舍（在实施调查地区按常规办法征借困难时，需无偿提供宿舍）。
- 4 无偿提供实地调查所需要的翻译人员。



- 5 安排实地调查所需要的飞机、火车、汽车、船舶等交通工具（按常规办法征借困难时，需无偿提供包括司机在内的车辆及船舶等）。
- 6 无偿提供实地调查所需要的中国国内用的电话设备，并负担与之有关的费用（不含通信、通话费用）。
- 7 负责办理实地调查所需要的各种许可手续。
- 8 提供调查所需要的资料和信息。
- 9 允许调查所需资料从中国寄往日本。
- 10 在实地调查其间调查人员生病、受伤时，负责联系医院。
- 11 保证实地调查其间调查人员的安全。
- 12 负担从日本带进的器材和材料在中国国内的运费。
- 13 负责办理从日本带进器材和材料进出口时的必要手续。
- 14 负担其他少量器材和材料的部分经费。
- 15 确认中文报告书的翻译内容。

七 日方应采取的措施

- 1 负责日方调查人员的技术费、国际往返机票、实地调查其间的伙食费、差旅费及医疗费（除去上述 5-（3）、（5）中的中方负担部分。）
- 2 进行实地调查时，日方负责完成其分担的有关实地调查业务并负担与之相关的一切费用。
- 3 负担从日本带进的器材和材料的国际间（日本-中国）往返运费。
- 4 负责上述 4 报告书的制作。

7 其他

本实施细则未尽事宜，在本次调查其间由双方协商决定。

別表：调查工程表（案）

中国西部地区开发金融制度改革调查 调查工程(案)

別表

年次 月次	第1年次												第2年次								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
实地 调查		■						■					■					■			
国内 工作	□						□					□						□		□	
报告书 制作	△ IC/R				△ P/R1			△ IT/R				△ P/R2						△ DF/R		△ F/R	

注記： IC/R 开工报告书 DF/R 最终报告书草案
 P/R 进展报告书 F/R 最终报告书
 IT/R 中间报告书

中華人民共和國
西部開發金融制度改革調查

協議議事錄

日本国独立行政法人国際協力機構

中華人民共和國中國人民銀行

中華人民共和国中国人民銀行の招請に応じて、日本国独立行政法人国際協力機構は、中村明氏を団長とする「西部開発金融制度改革調査」に係る事前調査団を、2003年12月8日から12月16日までの間、中華人民共和国に派遣した。調査団は、同調査の実施細則について、中華人民共和国中国人民銀行と友好的かつ真摯な一連の協議を実施した。

日中双方は「西部開発金融制度改革調査」に係る実施細則について合意に達し、実施細則の協議において本調査を効率的に実施するための意見交換を行い、以下の事項を確認した。

1. 調査名

日中双方は調査名を「西部開発金融制度改革」とすることに合意した。(日中双方の名称の記し方は同じ)

(備考) 英文名称を定める場合「The Study on Financial System Reform Program for the Western Region Development」(仮称)とする。

2. 調査対象範囲

日中双方は調査対象範囲について、以下の通りに規定することを同意した。

具体的な調査対象分野および地域、セクター等は以下の通り。

・産業再生－重慶および瀋陽を対象とする。衰退したかつての大型国有企業を抱えている2つの地域において、セクターを選択し、比較を行いながら産業再生(国有企業改革)に係る金融、財政、法律等についての調査を実施する。

瀋陽市は、いわゆる「東北現象」の典型都市として国有企業改革の過程で貴重な経験を有する。従って、産業再生(国有企業改革)の観点で調査を実施する予定の重慶市との比較対照的として一定の参考価値がある。しかし、本件調査は、瀋陽市に対して包括的な開発戦略を計画するための調査を実施するものではない。

・貧困撲滅－甘肅省定西地区を対象とし、貧困地域における今後の金融面、財政面等についての調査を実施する。

・農業振興－貴州省を対象として実施する。

・産業基盤インフラ－重点プロジェクトを含む具体的なプロジェクトを選定し、かかるプロジェクトについての資金需要・法律等について、包括的な調査を行う。

3. 目標年次

今後の西部開発にかかる資金需要予測等の期間について、日中双方は本調査の目標年次を2015年とすることに合意した。



4. 調査の内容

日中双方は、実施細則に定める調査内容について合意した。

本格調査は、まず中国および西部地域での金融およびそれに関連する現状分析を行ったのち、具体的な対象を選定し(詳細は2. 調査対象範囲を参照)、かかる資金需要の規模を算出する。また、それぞれの場合における人民銀行、中央政府・地方政府の役割を明確にし、資金調達方法を検討する。さらに、西部開発全般について、金融面とそれに関連して必要と思われる法律の整備について提言を行う。

5. 調査工程

日中双方は、以下の通り、調査工程について合意した。

(1) 調査では

第1段階は西部全域における開発金融制度にかかる現状の全容を分析・理解し、産業セクター、地域、プロジェクト(典型的な地域と具体的なプロジェクト)を選定する。

第2段階は、それぞれの場合における、分析産業セクター、分析対象地域(典型的な地域)重点プロジェクトのそれぞれの場合における実施中のプロジェクト等の整理・分類を行い、資金需要ならびに資金調達方法に関してレビューを行う。ここで明らかになった課題・解決すべき問題点について整理する。

第3段階では、以上の二つのステップから得られた結果をとりまとめ、各々の場合における今後10年間の資金需要、資金調達方法、中央政府と地方政府の役割、中央銀行としての施策、西部開発に関する財政・金融面での法整備にかかる提言を作成し、もって中国人民銀行に対する、今後の西部地域が持続的発展を可能にするための開発金融制度に関する政策提言を行う。

(2) 調査の各段階で日本側と中国側が協議を行い、次の手順・枠組みを確認しつつ調査を進める。制約要因(政治日程、気象条件等)を考慮する。

(3) 本格調査の調査期間は、20ヶ月とする。

6. 実施体制

日中双方は、本格調査実施にあたって、以下の項目について、合意した。

(1) 実施機関は中国人民銀行研究部局とする。

(2) 本格調査に際してはステアリング・コミッティー(共同運営委員会)を設置する。ステアリング・コミッティーのメンバーは、中国人民銀行をはじめ、財政部、国務院西部地域開発指導チーム弁公室、国家開発銀行とする。

(3) 本件調査の過程では両国の有識者の参加も得て政策面を含めた金融制度の改革の方向性について協議することとする。政策にかかる協議の事務局は中国人民銀行の内部に組織し、本格調査団が事務局業務を支援する。協議に際し、中国人民銀行は、必要に応じて調査に関連する機関からの協力や協議への参加を取付ける。



(4) 中国人民銀行は本格調査団が分析対象モデル地区または対象プロジェクトに関して、現地調査活動を円滑に行うため、現地における実施体制の整備(作業所の確保、関係者への連絡等の中国側の措置)を行う。

7. セミナー・ワークショップの実施

日中双方は、本件調査を広く関係者に広報し、理解してもらうために、セミナーとワークショップを実施することについて合意した。

セミナーは2回、ワークショップは各調査分析対象地域においてそれぞれ1回ずつ、計5回実施することとする。

8. 再委託調査について

日中双方は、本格調査において必要と思われる項目に関し、再委託調査を実施する。再委託先の選定方法は、JICAの規定に従って選定する事、また選定する際に人民銀行と協議することについて、合意した。

9. 技術移転

(1) 現地調査業務を通じて調査に参画する中国側専門家(C/P)に対し技術移転を行う。特に正確な経済関連の各データの取り方、優先プロジェクトの策定の仕方、制度作りに必要となる人材の育成についての技術移転を、調査を通じて行うこととする。

また、本件調査に係るカウンターパート研修を実施する。

(2) 適宜テーマを設けてセミナー・ワークショップを開催する。セミナー・ワークショップにおける中国側関係者の動員・協力取付けは中国側実施機関が行う。

セミナーは合計2回実施する(インテリム・レポート提出時、最終報告書(案)提出時)。また、ワークショップは、分析対象地域にてそれぞれ1回実施する。

(3) 技術移転はセミナー開催や書籍の刊行等を活用し、他の都市の関係者にも広く裨益させる。

10. 資料提供

中国人民銀行は、プロジェクトの実施における中国側のカウンターパート統括機関として、関連する中国の法律、法規に符合することを条件に日本側調査団に本プロジェクトの実施に関係する経済、金融、法律、産業等の方面の背景資料を無償で統一的に提供する。

11. 報告書

(1) 日中双方は、調査報告書の使用言語はすべて日文および中文とすることに合意した。(最終報告書のサマリーは英語版も作成)



(2) 報告書は公開を原則とする。日本側は調査の成果を広く裨益させるため本件調査終了後に最終報告書を中国側が出版できる措置を採る。

12. 現地調査の経費負担

日中双方は、現地調査の経費負担は実施細則中「5. 中国側がとるべき措置」、「6. 日本側がとるべき措置」に定める負担区分を原則とすることに合意した。

なお、中国側は、セキュリティー等の内部管理の都合上、調査団のために人民銀行の構内に作業所を長期的に手配することが困難であり、本件調査の実施にあたっては北京での作業所の手配及びそれにかかる経費負担は日本側で準備いただきたい旨要求した。ただし、C/P の出張旅費等の負担や、地方調査を行う場合の作業所及び車両の手配は中国側で行うこととする。

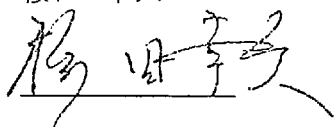
13. 本格調査団のための電話回線

日本側は、中国側から提供される本格調査団執務室に電話回線(2回線)を敷設すること及び敷設に伴う経費は中国側負担とすることを要望し、中国側はこれに同意した。ただし、電話回線使用料等については、本格調査団が負担することとする。

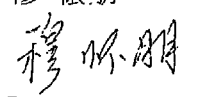
この協議議事録は、下記の二者の署名により確認されるものとする。

2004年1月20日

日本国
独立行政法人国際協力機構
中華人民共和国事務所長
櫻田 幸久



中華人民共和国
中国人民銀行
研究局局長
穆 懷朋



日本側協議出席者名簿

中村 明	調査団長	JICA社会開発調査部社会開発調査第1課課長
小山 昌久	開発金融政策	日本政策投資銀行国際協力部部長
平田 昌弘	マクロ経済政策	九州国際大学教授
大塚 二郎	地域経済政策	JICA国際協力専門員
伊藤季代子	調査企画/事前評価	JICA社会開発調査部社会開発調査第1課職員
長山 浩明	金融制度・政策	三菱総合研究所(役務コンサルタント)
石里 宏	地域経済分析	三菱総合研究所(役務コンサルタント)

中国側協議出席者名簿

劉 萍	中国人民銀行研究局処長
梁 冰	中国人民銀行研究局金融法律研究処副研究員



中华人民共和国
西部开发金融制度改革调查

会谈纪要

日本国独立行政法人国际协力机构
中华人民共和国中国人民银行

应中华人民共和国中国人民银行的建议，日本国独立行政法人国际协力机构就西部开发金融制度改革调查的实施细则，与中国人民银行在友好诚挚的气氛中进行了会谈。

日中双方就西部开发金融制度改革调查的实施细则达成了共识，并就该实施细则能够得以顺利高效的实施进行了意见交换，双方确认了以下所记载的事项。

1. 调查名称

日中双方一致同意将本调查名称定为“西部开发金融制度改革调查”。(日语与中文版本均采用这一名称。)

(备注：英文名称暂定为“The Study on Financial System Reform Program in the Western Region Development”。)

2. 调查对象范围

日中双方就调查对象范围达成共识，具体调查对象领域及地区如下：

- 产业振兴的典型地区确定为重庆。在以面临困境的大型国有企业的存在为特征的这一地区选择适当的行业，就与产业振兴有关的金融，财政及法制问题实施调查。

沈阳市作为「东北现象」的典型城市，在国有企业改革的过程中积累了难得的经验。因此，从产业振兴（国有企业改革）的角度出发，该市作为与西部城市的重庆进行比较研究的参照对象具有一定的参考价值。但本调查并不以沈阳市的综合开发战略的制定为目的。

- 扶贫的典型地区确定为甘肃省定西地区。就与贫困地区的脱贫有关的金融、财政及法制问题实施调查。
- 农业振兴的典型地区选取贵州省。就西部农村如何发挥地方特色振兴农业问题从金融，财政及法制的角度实施调查。
- 在基础设施的国家重点项目的具体调查对象将在正式调查的过程中选定，就有关项目的资金需求、投融资以及相关的法制问题实施调查。

3. 资金需求的目标年度

有关今后西部开发所需资金预测的期间，日中双方一致同意将预测的目标年度定在 2015 年。



4. 调查的内容

日中双方就实施细则所规定的内容达成一致见解。

正式调查时, 首先就中国及西部地区在金融及相关的现状进行分析, 此后选择具体的调查对象(详细参照调查对象范围的有关介绍), 测算出所需资金的规模。同时, 明确各种情况中人民银行, 中央政府及地方政府的作用并探讨资金筹措的方式。此外, 就整个西部开发中被认为与金融问题有关的法制建设问题提出建议。

5. 调查的计划设计

日中双方就以下调查的计划设计达成一致意见:

(1) 第一阶段, 将就整个西部地区金融制度相关的目前总体概况作了解分析, 并选定行业部门、地点及项目(典型地区及典型案例)。

第二阶段, 就上述各种情况的项目作整理分类, 对资金的需求及资金的筹措方式进行考察, 并整理出其中较突出的课题及需要加以解决的问题。

第三阶段, 将对由以上两个阶段得出的结论作归纳, 就各种情况中今后 10 年期间的资金需求, 资金筹措方式, 中央政府及地方政府的作用, 中央银行的政策措施, 以及与西部开发的金融、财政有关的法制建设等问题提出建议。在此基础上, 就今后西部地区可持续发展所需要的金融制度的安排提出政策建议。

(2) 在上述调查的各个阶段中, 日中双方在实施调查的同时, 通过协议就下一阶段的项目实施步骤及实施框架作确认。在此过程中考虑进有关的制约因素(如政治日程, 气候条件等)。

(3) 正式调查的期间定为 20 个月。

6. 项目实施的组织工作

日中双方就以下各条达成共识:

- (1) 项目实施机构为中国人民银行研究局。
- (2) 开始正式调查时设立共同运营委员会。该委员会的成员以中国人民银行为首, 包括财政部, 国务院西部地区开发领导小组办公室, 国家开发银行在内。
- (3) 在本项目的调查过程中, 两国的有识人士将应邀参加包括政策问题在内的有关金融制度改革方向性的协议。中国人民银行方面在内部设立与政策协议有关的办公室, 实施正式调查的调查团对办公室的业务提供支持。在举行政策协议时, 中国人民银行应根据需要请求与本调查项目有关的机构提供协助以及参加有关的协议。
- (4) 正式调查团前往作为分析对象的典型地区或典型项目所在地实施现场调查时, 中国人民银行应作好有关的组织工作以确保调查活动的顺利进行(办公场所的提供及作好与当地有关方面的联系等措施)。



7. 研讨会及技术交流会的举办

日中双方一致认为,为了扩大本调查项目的影响以获取有关各方对其内容与实质的充分了解,有必要举办若干研讨会和技术交流会。

除了举办 2 次研讨会,还预定在调查分析对象所在地举办技术交流会各 1 次,一共 5 次。

8. 关于再委托调查

日中双方同意在开始正式调查时,对认为有必要的部分内容实施再委托。并一致同意根据 JICA 规定的办法选择承接再委托项目的咨询公司,同时,在选择咨询公司时须与人民银行协商。

9. 技术转移

(1) 通过调查业务的实施,对参加调查的中国方面的专家(合作方)进行技术转移。尤其是有关经济数据的正确的选取方法,重点项目的规划方法,制度创新所需人才培养的技术转移应通过调查活动而实施。

在正式调查中、实行有关合作方人员的在日本的研修。

(2) 设定合适的题目举办研讨会。有关中方研讨会出席者的动员以及与各方面的协调工作由中方实施机构负责。

研讨会共举办 2 次(提交中间报告及最终报告的草案时各 1 次)。此外,5 次技术交流会分别在作为调查对象的典型地区举行。

(3) 技术转移还应通过研讨会和技术交流会的举办以及书籍的出版刊发而对其他城市地区的有关各界有所裨益。

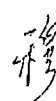
10. 资料的提供

中国人民银行作为项目实施的中方对口管理机构,在符合中国有关法律、法规的前提下,负责向日方调查团无偿统一提供与本项目实施有关的经济、金融、法律、产业等方面的背景资料。

11. 报告书

(1) 日中双方一致同意调查报告书的使用语言为日语和中文。(但最终报告书的概要须翻译成英语。)

(2) 报告书以公开为原则。为了扩大调查成果的受益范围,日方应采取必要措施使中方在本调查项目完成后得以将最终报告书出版。



12. 实地调查时的经费负担

日中双方同意按实施细则中的“6. 中方应采取的措施”及“7. 日方应采取的措施”所规定的负担划分原则承受实地调查时各自的经费负担。

由于保密等内部管理上的要求，为调查团在人民银行内部提供长期性的工作场所有困难。因此，人民银行方面提出了在本调查实施期间日方应负责安排在北京的工作场所以及承担所需费用的要求。但是，对口人员差旅费的支付、地方调查时的工作场所以及车辆安排由中方负责解决。

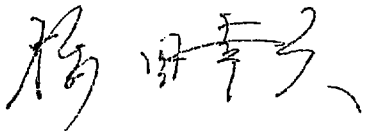
13. 调查团所需电话设备

日方要求，中方为调查团提供的办公室应铺设电话线路（2条），同时中方应负担铺设电话线所需费用。中方同意日方的要求。但是，电话线的使用费等由调查团负担。

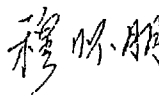
本会谈纪要，经以下两者签署确认为正式文本。

2004年1月20日

日本国
独立行政法人国际协力机构
中华人民共和国事务所所长
櫻田 幸久



中华人民共和国
中国人民银行
研究局局长
穆怀朋

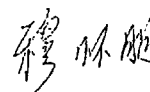


日方谈判出席者名单

中村 明	调查团长	JICA社会开发调查部社会开发调查第1课课长
小山 昌久	开发金融政策	日本政策投资银行国际协力部部长
平田 昌弘	宏观经济政策	九州国际大学教授
大塚 二郎	地域经济政策	JICA国际协力专门员
伊藤季代子	调查企画/事前评估	JICA社会开发调查部社会开发调查第1课职员
長山 浩章	金融制度·政策	三菱综合研究所（咨询专家）
石里 宏	地域经济分析	三菱综合研究所（咨询专家）

中方谈判出席者名单

穆怀朋	中国人民银行研究局局长
刘 萍	中国人民银行研究局处长
梁 冰	中国人民银行研究局金融法律研究处副研究员



4. 関係機関面談内容

質 問	回 答
<p>1. 全体</p> <p>(1) 西部における現行の資金需要と資金調達の方法等</p> <p>1) 西部開発における各種建設プロジェクトの資金需要の規模、期限</p> <p>2) 交付金システム、貧困緩和専門資金、税制制度等の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国務院西部開発弁公室によると、2000年～2002年末まで着工又は着工の準備ができた国家重点プロジェクトは約50件、これらのプロジェクトの多くは2008年前後完成し、投資総額7000億元と推定されたが、その内「退耕還林」の所要投資額3000億元が全額算入されていないので、実際の金額が7000億元を超える見込みである。(具体的なリストと情報は本格調査で入手する必要がある。) ・ 交付金制度：これは「一般的移転支払」と呼ばれ、1995年より実施され始めた制度であり、2002年までの時期では「過渡期移転支払」と呼ばれた。基本的な実施方法として、中央は各地方の財政収入と支出の基準額を客観的な要素により算出し、移転支払先のそれぞれの財政赤字基準額を移転支払金額の割り当ての根拠とする。2000年以来、中央財政の西部地域に対する移転支払の金額は年々拡大し、2000年の52.50億元から2001年と2002年にはそれぞれ75.65億元、155.15億元へと上昇し、2002年の2001年比増加額は79.50億元と倍以上の拡大となった。また、2002年1月1日から、企業所得税と個人所得税は一定の比例により中央と地方に配分されることとなり、2002年には中央と地方がそれぞれ50%を受け取るが、2003年以降中央と地方の比例は60%対40%に移行し、中央の徴収分は大きくなったため、中部と西部地域への移転支払のための財源が多くなっている模様である。 ・ 貧困緩和専門資金：これは財政支払とは別項の中央による財政援助として西部に特に傾斜する資金である。2000、2001、2002年の西部への配分額はそれぞれ55.28億元、58.43億元、61.23億元で、3年間の合計額は174.94億元となった。 ・ 西部開発関連税制の概要：『西部大開発を実施する若干政策措置に関する国務院の通知』(国発[2000]33号)などの政策文献に基づき、2001年12月国家税務局と海関総署が連名して『西部大開発税収優遇政策問題に関する通知』(財税[2001]202号)、2002年5月に国家税務局が単独で『西部大開発関連税収政策の確実な実行に関する具体的な実施意見の通知』(国税発[2002]47号)をそれぞれ発表し、優遇政策の具体的な実施方法を明示した。これらの文献により、現時点の西部大開発関連優遇税制の要点を下記のとおり整理される。 <ul style="list-style-type: none"> ① 西部地域に設置した奨励類の内資企業と外資企業に対し、2001～2010年期間において15%の所得税率を適用する。 ② 西部地域に新規設立した交通、電力、郵政、放送テレビ分野の内資企業及び契約期限10年以上の外資企業に対し、「2免3減」の所得税減免措置をさらに適用する。 ③ 生態環境保護効果があり、又は「退耕還林」、「退牧還草」の実施に伴う農業特産品の収入に対し、収入のできた年度より10年間農業特産税の免税が適用される。

<p>3) 投融資主体に対する分類と実行可能な融資ルートと融資方式</p>	<p>④ 西部地域の国道、省道の建設用地は鉄道、民用航空建設用地と同様に耕地占用税の免除が適用される。</p> <p>⑤ 西部地区における内資と外資の奨励類投資プロジェクトについて、投資総額枠内での自家用設備輸入は一部例外を除き、輸入税と輸入段階の付加価値税が一律免除される。</p> <p>・投融資主体の分類：中国の統計では、投融資主体は国家予算内資金（財政）、国内借款（金融機関）、外資、自己調達、その他投資（国内民間企業など）等の5種類に分類されている。</p> <p>・実行可能な融資ルート：以上5つの融資ルートはすべて実行可能である。</p> <p>・実行可能な融資方式：</p> <p>① 中央財政：国債発行による投融資（直接投入と銀行経由の融資）</p> <p>② 地方財政：地方財政の投資</p> <p>③ 政策融資：社債発行による中長期融資；協調融資；債権の株式転換；技術援助融資</p> <p>④ 商業融資：プロジェクト収益と権益を担保とするプロジェクトファイナンス；財政投融資との協調；農村信用社によるマイクロ金融</p> <p>⑤ 直接金融：企業の株式上場；東部、中部、外資企業によるM&A；社債発行</p> <p>⑥ 外資導入：外資直接投資、BOT、国際金融機関による融資の導入</p>
<p>4) 資金調達ルート、担保・信用供与の設定の現状</p>	<p>・資金調達ルートの現状：下記5)を参照する。</p>
<p>5) 中央財政建設資金・政策銀行の借款・国際金融組織と外国政府借款・企業の投資などの割合と今後の傾向</p>	<p>・担保・信用供与の設定の現状：国際金融機関や外国政府からの借款は一般的に中央財政の担保でプロジェクト実施機関に供与される。</p> <p>・各種資金ソース（調達ルート）の割合（%）：</p> <p>① 西部：国家予算内資金20.86、国内借款28.26、外資導入1.89、自己調達36.90、その他12.09</p> <p>② 全国：国家予算内資金14.72、国内借款25.63、外資導入5.99、自己調達44.47、その他9.19</p> <p>（注：政策銀行借款は国内借款、国際金融組織と外国政府借款は外資導入、企業投資はその他にそれぞれ含まれている。）</p> <p>・今後の傾向：西部に限ってみれば、長期的には、外資導入とその他の部分の割合が若干増える可能性があるが、今後10年内には国家予算内資金の割合がさらに上昇し、外資導入が相対的に低くなり、国内借款、自己調達とその他は概ね横ばい可能性が高い。</p>

<p>6) 国際金融機関と外国政府借款の現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の概況： 中国の統計では国際金融機関と外国政府からの借款は外資導入（外資利用）の中の外国からの借款に含まれているが、現段階では外国民間金融機関から借款が極めて少ないので、この外国からの借款の大半は国際金融機関と外国政府からの借款と考えてよい。また、外資導入実績における外国からの借款の割合が1996年23.12%から2000年には16.85%へと低下してきた。また、2000年より国際金融機関と外国政府からの借款の6割以上が西部地域に配分されている。 ・西部の実態： 元国家計画委マクロ経済研究院の陝西省に対する調査結果によると、2000年末までにおける陝西省契約ベース外国借款導入額は累計19.08億ドルで、そのうち世銀ローンは7.79億ドルで40.83%、ADBローンは3.89億ドルで20.39%、外国政府借款は7.4億ドルで38.78%、これらの借款の大半はインフラ施設と都市公共事業に投入された。
<p>7) 国内外民間資本を導入の可能性（BOT方式の実験的導入及び人民元による融資や株式上場）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・BOT方式の実験的導入： 1995年に国家計画委が『実験的な外国投資の特殊権益のあるプロジェクトの審査・認可・管理に関する若干問題の通知』（「BOT通知」と略）が発表されて以来、広西来賓発電所、湖南長沙発電所と成都上水道工場の3案件には実験的にBOT方式が導入されたが、この通知が未だ法律化されていないので、これまでそれ以上の進展が見られていない。現在この「BOT通知」の法律への転換に関して政府では検討が進んでいる。 ・人民元による融資： 現在、中国に投資した外資企業が中国の銀行からの人民元融資を利用することができる。 ・外資企業の株式上場： 外資企業の国内株式市場への上場も可能である。
<p>(2) 西部地域開発のための関連法制度の整備状況と今後の見通し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点では西部地域の開発に関する法律がないが、中国の法律学会では外国の経験を学び、立法により西部開発を推進するような議論が最近ホットな話題となり、これまで2回のセミナーが開かれ、人民代表大会の法制委員会や国務院の法制弁公室においてこのような検討が進んでいる模様である。また、最近中国社会科学院法学研究所の信春鷹副所長は国務院の法制弁公室に転職した。法律学会では、西部大開発の立法問題を研究テーマとする学者もいる。今後、このような法律はいずれ登場する見通しがある。

<p>(3) 政策金融における中央政府と地方政府の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政策金融は主に政策金融機関を主体に実施され、中央政府は西部開発のような後進地域の開発方針を政策金融機関に明示して、協力するように指導することができるが、政策金融機関の具体的な経営活動まで指導・関与することができない。中国の政策銀行としての国家開発銀行は、国家の西部開発戦略に基づき、独自の支援策を構築し、案件の審査も独自の基準で行い、中央政府からの関与が余り受けていない。地方政府からの関与も一切ない。
<p>(4) 中央銀行と中国銀行業監督管理委員会及び国家開発銀行の役割分担</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中央銀行の役割：金融（貨幣）政策の制定、金融の安全、金融市場の安定に集中する一方、元より兼ねてきた銀行業の監督管理機能は最近の機構改革により新設した銀行監督管理委員会（銀监会）に譲った。 ・銀监会の役割：中央銀行から譲られた銀行業に対する監督管理である。 ・国家開発銀行の役割：東部沿海地域の国有銀行を対象に社債の発行により調達した資金を西部に運用する国内唯一の銀行である。98年以來の重点的な融資分野は、電力、道路、鉄道、都市建設、石油・石化、電信など、或いは「基礎施設」、「基礎産業」、「支柱産業」といった「兩基一支」である。2000年までの融資実績では中部向けが多かったが、2000年以降重心は西部に移行してきた。
<p>(5) 中国西部地域における金融制度・環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・西部の金融制度：このような質問が適切ではない。中国では全国的な金融制度が整備されているので、「東部の金融制度」とか「西部の金融制度」というような区分はない。 ・西部の金融環境：金融環境は金融制度を含めたより範囲の広い概念であり、金融制度に関しては特に西部的なものがないが、資金調達などの金融活動や金融政策になると東部や中部と違う点がある。 主な違いは下記のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ① 西部における資本調達能力が弱い 資本調達は大きく分けて2つのルートがある。すなわち、財政資金と非財政資金であるが、西部地域では両方とも乏しい。 <p>>財政資金の欠如</p> <p>西部地方財政の収入は地方政府それ自体の収入と中央からの移転支払いといった2種類を含むが、西部の地方財政は基本的に支出だけで収入の能力がないので、投資能力が極めて弱い。東部と西部の投資能力の比例は大体4：1である。また、改革開放の20年間（1978～1998）において、中央財政からの資金配分は主に東南部沿海地域に傾斜し、20年間で中央からの財政資金配分総額は1兆円で、その5割は東部に集中、西部は3割程度である。西部に配分された財政資金のうちでも投資に用いられることは少ない。</p>

<p>(7) 中国全般における金融制度に関する政策・方向性と西部地域の開発金融との関係</p>	<p>>非財政資金の欠如</p> <p>これは国内企業からの投資、銀行の融資、株式と債券による調達、外資からの投資など4種類を指しているが、この部分における東西格差がさらに大きい。この部分の格差がどれあるか把握しにくい、銀行借款規模で見ると、東部と西部の格差は4：1の比率で示されたものより遥かに大きい。</p> <p>② 西部における資本収益力が低い</p> <p>鉱工業企業の資本収益力では、東部と西部の比率は大体5：3となっている。このような結果として、域外と国外の資本が西部に流入しないばかりか、地元の資本が逆に域外に流出している。これも上記①の要因の一つとなっている。西部に対する傾斜政策がある。</p> <p>西部の金融環境における上記のようなハンディーを補うために、中央政府や中央銀行が西部に対して次のような財政・金融面での傾斜政策を実施している。</p> <p>>財政・税収面の傾斜政策：前述1.の(1)の2)及び後述4の(4)を参照する。</p> <p>>金融面の傾斜政策：西部に対して、マネーサプライの拡大策（銀行融資枠の拡大、中央銀行における預金準備比率の引き下げなど）、国家開発銀行の西部に対する貸出の増加、各商業銀行が西部における社債発行により調達した資金を全部西部の開発に用いること、西部における外資銀行と国内民間金融機関の開設に対する制限を緩和すること、西部金融機関の不良債権引当金の比率を拡大することなどの傾斜政策を実施する。</p> <p>・金融制度の改革と金融政策の方向性：</p> <p>これまでの金融制度改革の主な内容：</p> <p>具体的な内容は上記(6)が参考となるが、要点を整理すると以下のとおりである。</p> <p>中央銀行のマクロ管理機能と通貨安定機能の強化、国有専門銀行の商業銀行化、銀行、保険、証券業の分業経営、国有銀行不良債権の処理（債権の5ランク分類、資産管理公司の設立）</p> <p>今後金融制度改革の方向性：</p> <p>金融監督管理委員会の設立により、金融監督機能を中央銀行のマクロ管理機能から分離し、中央銀行が引き続きマクロ管理と通貨安定機能を強化するために、金融の安全、金融市場の安定化、利率の市場化及び金融機関信用増強への注力が方向となっている。</p>
---	---

	<p>③ 金融（貨幣）政策の方向性：</p> <p>過去数年における内需拡大策の一環として財政面ではいわゆる「積極的財政政策」が実施され、金融面でもこれに配合して緩和策がとられてきた。ところが、WTOへの加盟がきっかけに外資導入の加速と輸出の成長が続く中、外貨供給が持続的に需要を上回ることとなり、中央銀行が公開市場オペレーションを通じて供給過剰の外貨を吸い上げた結果、マネーベースが急速に増えた。これを背景に、中国の経済界と政府官庁では経済が過熱であるか否かについて論議が活発になった。中央銀行も経済の過熱化に警戒し始めている。2002年初頭以来、公定歩合（2.97%）が市場金利（2.2%）を上回り、6月より中央銀行が公開市場オペレーションで逆に流動性回収の操作を実施し始めた。そして、2003年9月下旬に中央銀行はまた各商業銀行の中央銀行に預ける預金準備の比率を引き上げた。これら一連の措置は、金融政策が引き締めの方角に再び転じる可能性を示唆している。したがって、財政面における積極的財政が続く一方、金融面では過剰なマネーサプライと市場の一部供給過剰に反映された経済過熱の再発を防止するための引き締め措置が取られ始めたといえる。</p>
<p>(8) 中国の財政政策の現状と今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融政策の西部開発との関係： <p>金融政策における引き締めの兆しが見られるものの、西部に対しては基本的に相対的な緩和策が続くこととなる。これまで、西部におけるマネーサプライを増やすために、中央銀行が特殊な金融政策を実施してきた。例えば、一般の金融機関に対する融資規制では、西部の金融機関に対して相対的に規制の度合いを緩和すること、全国商業銀行の中央銀行に預ける預金準備比率が6%であるのに対して、西部の金融機関には5%が適用されていることなどが挙げられる。</p> ・ 現段階の中国財政政策の特徴は、いわゆる積極的な財政政策である。すなわち内需拡大による経済成長を維持するための投融資は国家重点プロジェクトを中心に強化している。このような政策は西部大開発に特に反映され、今後も西部大開発に引き続き適用する方向である。
<p>(9) 中国の税制のアウトライン（特に地方税に関して）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国の税制は大きく分けて、3種類がある。 <p>中央徴収分：付加価値税（増値税） 地方徴収分：営業税など 中央・地方共有分：所得税（企業、個人）、関税、その他 中央と地方の配分の比例は前述1.(1)の2)を参照する。</p>

<p>2. 人民銀行</p>	<p>・西部開発金融制度の位置づけ：</p>
<p>(1) 中央銀行の政策としての西部開発金融制度の位置づけ</p>	<p>人民銀行は、特に西部開発金融制度に関するまとまった政策立案はないが、西部における貨幣供給をほかの地域より多く創出する方針がある。その具体的な措置として挙げられるのは、西部にある銀行の中央銀行に預ける準備金の準備率を他地域より低く下げることである。現在全国銀行の準備率が6%に設定されているところ、西部地域の銀行に対しては5%に設定されている。これにより西部銀行の融資の融資枠が相対的に拡大されることとなっている。</p>
<p>(2) 人民銀行（各支店）による西部開発に係るこれまでの実態調査</p> <p>1) 個別の調査テーマと調査を担当している部署と支店</p> <p>2) 個別の調査の具体的な調査項目</p> <p>3) 調査の実績・進捗状況</p>	<p>・人民銀行の西部における支店網：</p> <p>西安支店：西北5省（陝西、甘肅、寧夏、青海、新疆）を統轄する。</p> <p>成都支店：西南4省（四川、チベット、貴州、昆明）を統轄する。</p> <p>重慶管理所：直轄市の重慶だけを管轄する。</p> <p>・各支店の西部関連調査実績：これまで各支店は西部開発に関する調査を行った実績があるが、具合的な内容は把握していないため、今後の本格調査で把握することとなる。</p>
<p>(3) 「対象地域」について</p>	<p>・対象地域の選択に関する考え方：</p> <p>1) 産業育成～蘭州か瀋陽</p> <p>2) 貧困～甘肅定西</p> <p>3) 農業～雲南か四川、陝西か</p> <p>4) 重点プロジェクト～西気東輸など（サイトは新疆などが考えられる）</p> <p>※ここに記載されているのは、各機関への面談時の議事録をまとめたものであり、時期として、S/W協議を実施する以前のものも含まれている。最終的に決定した事項については、本報告書付属資料（P38～63）を参照のこと。</p>
<p>(4) セミナー（本件調査にて実施するセミナーについて）</p> <p>1) セミナー・ワークショップ開催時期について。これらのセミナーについて、</p>	<p>・中国側は、セミナー及びワークショップを6回行い、北京が3回（はじめ、中、終わり）、その間に3地域（地方のケース分析が3地域の場合）で1回ずつ行う希望がある。「日本の経験」について、後進地地域の開発に関する法律の整備、政策銀行の役割と開発資金需要の予測などのテーマに対する先方の関心が特に見られる。</p> <p>・テーマについては本格調査が始まってから具体化することになる。</p> <p>・セミナーの招聘対象：</p> <p>初回と最終回を100人以上の規模にしたい希望がある。招聘対象は下記のとおり。</p>

<p>2) セミナーで特に扱って欲しいテーマ・規模・対象者等</p>	<p>1) ケースで選んだ全ての地域の責任者 2) 4 大国有商業銀行 3) 民間銀行（交通銀行など） 4) 北京にある中央省庁の政府部門 5) 部門の専門家などである。</p>
<p>(5) 資金需要モデルについて</p>	<p>・西部開発の資金需要について数量モデルによる予測はできればよいが、基礎統計が整備されていない現段階では困難である。人民銀行としては、本格調査においてまず国家発展改革委員会、西部開発弁公室及び各地方政府が把握している進行中と将来に予定されているプロジェクトの情報を収集・整理し、これに基づいて未来の各年における実際の資金需要を推定するつもりである。</p>
<p>(6) 日本側からの技術移転の要望</p>	<p>・日本側に対して、資料収集の方法、資金需要予測の方と法、及び後進地域の開発に関する金融制度と法律制度の構築に関する経験と教訓の提供を希望する。</p>
<p>3. 国務院西部開発弁公室 (1) 西部各省における地域経済・社会基盤整備等の現状と今後の目標</p>	<p>・西部開発の長期目標（2001年に設定）：21世紀半ば、全国では現代化が基本的に実現され、西部地域と全国との格差も著しく縮小される。</p> <p>・中期目標：</p> <p>① 2010年までに、西部におけるインフラ施設と生態環境の整備は飛躍的な進展を遂げる。</p> <p>② 2020年までに、全国的に小康社会の実現が目標であるが、西部についての目標が検討中だ。</p> <p>・中期目標を実現するための産業プライオリティー：</p> <p>水利：節水、水資源の合理的配置と利用、「南水北調」などが中心となっている。</p> <p>交通：</p> <p>>道路：国道主幹線の建設は全国で「5縦7横」となっているが、そのうちの「3縦2横」は西部にあり、2008年に完成する予定だ。西部ではまた省間道路8本及び県と県、県と地区との間にある県道の建設が進められている。</p> <p>>鉄道：青海～チベット鉄道が建設中で、西部における鉄道網の形成が目標である。全国では「8縦8横」となっている。</p> <p>>民用航空：幹線空港のみならず、支線空港の建設も重要視され、空港網の形成が図られている。</p> <p>>石油・ガスパイプライン：「西気東輸」、重慶→蘭州、青海渋北→蘭州、重慶中県→湖北 武漢、陝西長慶→呼和浩特（いわゆる「小西気東輸」）の建設が進行中。</p>

	<p>エネルギー：石炭、電力、天然ガスが3本の柱である。</p> <p>石炭：全国生産量の半分を占め西部の石炭分野について、クリーンコール技術の導入、大型炭鉱の建設（山西、内蒙古、陝西では進行中、貴州では計画中）、石炭液化技術の導入（現在日本を含めた諸外国と接触・検討している。）</p> <p>電力：西南では水力発電を主、火力発電を補完とするが、西北ではこのような構造を逆にする。</p> <p>ガス：「大西気東輸」と「小西気東輸」により、主に東部に送るが、一部は地元で加工する。</p> <p>通信：この分野は市場原理の働きに任せてよい。現在供給は需要を満足することができる。</p> <p>生態環境のリハビリ：「退耕還林」、「退牧還草」（牧畜区）、天然林保護（北）京（天）津風砂源リハビリ</p> <p>・中期目標の実現するための地域プライオリティー</p> <p>① 西隴海蘭新経済帯（ベルト）：隴海と蘭新鉄道沿線、甘肅、陝西と新疆の3省を跨ぐ地域</p> <p>② 長江上流経済帯（ベルト）：成渝（成都-重慶）鉄道沿線、四川省と重慶市を跨ぐ地域</p> <p>③ 南貴昆経済区：広西省の南寧市、貴州省の貴陽市と雲南省の昆明市を結ぶ地域</p> <p>④ 呼包銀経済帯（ベルト）：包蘭（包頭-蘭州）鉄道沿線、内蒙古の呼和浩特、包頭と寧夏自治区の銀川を結ぶ地域</p> <p>(2) プロジェクト状況</p> <p>1) 西部地域における実施プロジェクトの現状及び今後の計画の確認（優先認可：水利、交通、エネルギー等・各省の優位産業 資源開発と利用・特色のあるハイテク産業等）</p> <p>・これまでのプロジェクト実施の件数と金額：同1の(1)の1)</p> <p>・プロジェクトの進捗状況：</p> <p>インフラ施設の整備：</p> <p>>道路：2003年末まで西部の新規増設道路の総延長6万km（2000年からの累計）</p> <p>>鉄道：青蔵（青海～チベット）鉄道：2001年着工、2007年に竣工する予定。</p> <p>西安～南京鉄道：2000～2005年</p> <p>渝淮（成都～湖南淮化）鉄道：2000～2005年</p> <p>遂渝（四川遂寧～成都）鉄道：2003～2005年</p> <p>沿江（重慶～上海）鉄道：2002～2008年</p> <p>その他：一部既存鉄道の複線化と電氣化工事</p> <p>>空港：西部各省における支線空港の新設と拡張工事</p> <p>>石油・ガス・パイプライン：</p> <p>「西気東輸」の東区間（陝西～上海）：開通テスト実施中</p> <p>西区間（新疆～陝西）：2004年に開通予定</p> <p>生態環境のリハビリ：</p>
--	---

<p>2) 西部地域における 投融資プロジェクト 等の投融資主体の権 限区分と今後の計画</p> <p>3) 優先認可プロジェ クト</p> <p>(3) 中部、東部の国内企 業の西部への進出に対 しての、投資、財政、 税収、融資、経済、貿 易、工商行政管理、労 働などの分野における 優遇措置</p>	<p>>「退耕還林」:2000年から現在まで累計面積2億畝(1畝=0.06667 ヘクタール)1畝当たり年間補助金(5~8年間を限度) 西北:実物補助食糧100kg、現金補助20元(プラス1回払いの育苗 代50元) 西南:実物補助食糧150kg、現金補助20元(プラス1回払いの育苗 代50元)</p> <p>③「三農問題」(農業、農村、農民問題)の対策: >県道の建設 >「無電村」の電化:電力グリッドの延長、太陽光発電(PV)、 風力発電、小水力発電、風力+太陽光のハイブリッド >ラジオ・テレビ放送中継施設の提供 >農村人間と家畜飲み水プロジェクト:井戸掘り、導水溝掘り、 移民など</p> <p>④その他:科技教育、社会福祉、人材開発など</p> <p>・今後の計画の確認:今後の計画について、西部開発弁公室は把握し ていない。これは各地方政府と中央の主管部署(交通部、鉄道部、 民航局など)に聞く必要がある。</p> <p>・投融資主体の権限区分:内資と外資の投資分野に対して奨励類、制 限類、禁止類などの区分があるが、基本的に「投融資主体の権限区 分」がない。今後もこのような計画はない。</p> <p>・優先認可プロジェクト:現状では、上記の奨励類分野を優先認可分 野と考えてよいが、しかし、市場経済に向けての改革につれて、こ れまで国家重点プロジェクトの審査認可権限を持った元の国家発展 計画委員会は2003年から国家発展改革委員会へと名称のみならず機 能的にも変化が見られ、これから従来の投融資体制とりわけその中 心となった行政的審査認可制度(「行政審批制度」)が事後届出制度 に移行する見通しである。従って、今後投資案件の審査認可は各投 融資主体が市場経済の原理に基づき独自に行うのが方向であり、国 家発展改革委員会による計画と審査認可の適用範囲が大きく縮小さ れることとなる。</p> <p>・税収分野における優遇措置について前述した1の(1)の2)を参照 する。</p> <p>・その他の分野についての優遇措置が見られていない。</p>
---	---

<p>(4) 西部の貧困地域と少数民族地域に対する東部の「対口援助」（沿海と内陸地方の地域間援助）の現状</p> <p>(5) 2000年12月の「西部大開発を実施する政策措置に関する通知」と2001年8月の「西部大開発にかかわる若干の政策措置に関する実施意見」の発表以降、西部開発に関する新たな政策措置の発表の有無に関する確認</p>	<p>・「対口援助」は80年代初期より実施し始め、現在でも続いている。チベットに対して東部各省がいずれも援助を実施しているが、それ以外の西部各省（内蒙古と広西を含む）に対しては大体東部地域から特定の省・市1つが援助を行っている。援助の方法は以下の2種類を含めている。</p> <p>東部地域地方政府の財政援助により西部でプロジェクトを実施する。</p> <p>東部と西部地方政府の協力により東部民間企業の西部への投資を促進する。</p> <p>・「対口援助」の主管部門：80年代には国家計画委員会、90年代には国家経済貿易委員会、最近、国家発展改革委員会地区経済司及び「扶貧弁公室」（貧困救助弁公室）が主管部門となった。</p> <p>・前述した1の(1)の2)に示すように、2001年12月国家税務局と海関総署が連名して『西部大開発税収優遇政策問題に関する通知』（財税[2001]202号）、2002年5月に国家税務局が単独で『西部大開発関連税収政策の確実な実行に関する具体的な実施意見の通知』（国税発[2002]47号）をそれぞれ発表し、優遇政策の具体的な実施方法を明示した。</p>
<p>4. 財政部</p> <p>(1) 94年から導入し始めた分税制と95年より実施し始めた財政移転支払い制度は、現在どのようになっているか。中央政府の財政再分配機能が十分果たされているか。</p> <p>(2) 中央財政からの西部地域プロジェクトへの資金の投入はどのような方針で行われているのか</p>	<p>・前述1.の(1)の2)を参照する。総じて、中央財政の西部への移転支払金額は年々増大しているとはいえるが、これで財政再配分機能が十分果たされているか否かについて更なる検証が必要である。</p> <p>・中央財政から西部への資金投入の対象プロジェクトは国家指定の重点プロジェクトで、資金のソースは国債発行であり、資金は投入した対象プロジェクトの資本金となる。</p>

<p>(3) 中央財政における専用補助金や貧困救助資金の対象案件の現状</p>	<p>・ 前述 1. の(1)の2)を参照する。具体的な案件リストが不明ではあるが、主に「三農問題」への対策に利用され、貧困地域の道路建設、「無電村」と「無電世帯」の電化事業、ラジオ・テレビ放送施設の導入、農村飲み水の供給などを主な対象とする。</p>
<p>(4) 財政面の傾斜政策（中央財政建設資金と政策銀行（国家開発銀行、輸出入銀行、農業発展銀行）の投融资に占める西部地域）の現状</p>	<p>・ 中央財政の西部への傾斜状況：</p> <p>① 財政部財政金融研究所の情報： 西部のインフラ施設への中央財政の投入が40%を占めるのに対し、他地域インフラ施設における中央財政の割合が僅か10%に過ぎない。</p> <p>② 『中国統計年鑑』のデータ： 西部新規投資案件における国家予算内資金の割合が20.86%、これに対して全国の新規投資案件における家予算内資金の割合が14.72%にとどまる。</p> <p>・ 政策銀行について、後述の「6. 国家開発銀行」の部分を参照する。</p>
<p>(5) 開発のための特定財源の有無</p>	<p>・ 中央財政では上記の移転支払、国債発行及び貧困緩和専門資金が西部開発に傾斜する財源となっている。</p>
<p>5. 中国工商銀行 (1) 工商銀行の沿革、機能と融資の実績</p>	<p>・ 沿革：</p> <p>① 1984年：国有專業銀行として設立され、1993年末まで工業と商業分野における政策金融と商業金融の機能を一括して業務を展開していた。</p> <p>② 1994年：1993年12月から始まった金融体制改革により、国有独資商業銀行に転換し、不良債権の分離と資産管理公司への移転、資産負債比率に対する管理の強化、グループ企業に対する連結財務管理・リスク管理の強化など行政指導の下での改革を実施していた。(1999年まで)</p> <p>③ 2000年：国有商業銀行各自による自主改革を実施する段階に入った。</p> <p>・ 機能：「商業銀行法」の規定に従い、普通の商業銀行として、健全な銀行経営を前提として預金の吸収と借款の提供を主とする金融サービスを行い、計画経済時代における国家財政の御用機関としての役割から脱皮した。</p> <p>・ 融資実績：2002年末の貸出残高は2.6548兆円で、新規貸出は2,053億元であった。新規貸出の内訳は、流動資金貸出28.8%、プロジェクト融資60.8%、シンジケート融資13.4%、不動産開発10.1%となっている。</p>

<p>(2) 西部大開発における 工商銀行の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工商銀行は政策銀行ではない普通の商業銀行なので、健全な銀行経営が最優先の課題となり、西部開発への参入が前向きではあるが、収益の見込めない案件には無謀に貸し出すことができない。西部における工商銀行の融資実績は現時点では不明確である。
<p>6. 国家開発銀行</p>	
<p>(1) 国家開発銀行の沿革、機能と融資の実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沿革： <ul style="list-style-type: none"> >1994年：エネルギー、交通、林業、農業、機電・軽紡、原材料など6つの投資会社プラス建設銀行の一部が合併、国務院に直属する政策銀行として発足した。北京に唯一の機構として本部を設置し、登録資本金500億元であった。(内、既存各機関の資産総額100億強、国家財政からの拠出金300億元、税金払い戻し額100億元弱) >1998年：中国投資銀行を吸収し、その傘下の支店網を活用して、全国32の支店を設置した。(全国31の省・自治区・直轄市のうち、チベット以外の30省・自治区・直轄市の首府プラス遼寧省の大連と広東省の深センにそれぞれ1支店を設置) ・ 機能：国家から求められた機能と役割は、資金を集めて国家の基礎施設（インフラ施設）、基礎産業（鋳業、鉄鋼、セメントなど基礎原材料）及び支柱産業（基幹産業）、いわば、「両基一支」産業の発展を支援するとともに、投融資対象案件に対し、資金総額と資金構造の配置といった面においてマクロ的コントロールを実施することである。具体的に1998年前後には2つの段階的な特徴が見られる。 <ul style="list-style-type: none"> >1998年まで：経済発展におけるボトルネックを緩和するのは主な役割であった。 >1998年以降：アジア金融危機を背景に、金融リスクの防止への配慮をしながら、内需拡大に対する投資の牽引力の強化と政府の構造調整政策への協力を主眼とする。 ・ 融資実績： <ul style="list-style-type: none"> >融資金額：1994～1998年 2000億元強（毎年平均500～600億元） 1998～現在 1.0653兆元 >重点支援分野：①電力 ②道路 ③鉄道 ④都市建設 ⑤石油・石化 ⑥電信 >国策での重要性：国家重点プロジェクトの80%、国債資金適用プロジェクトの3分の1に借款を提供。全国有銀行（政策銀行と商業銀行を含む）の中長期借款総額での割合が40%に達する。
<p>(2) 西部大開発における 国家開発銀行の役割</p>	
<p>1) 担保としてのインフラ施設の費用徴収権利や利益獲得権利の現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路などのインフラ施設の費用徴収権利を担保として借款を提供することも可能である。 このような場合、こうした内容が契約に記入される。 ・ 西部開発における位置づけ：

<p>2) 銀行としての西部 開発金融制度の位置 づけ（融資貸し出し の際のクライテリ ア、案件審査と貸出、 返済期限の実施ポイ ント）</p>	<p>>全国では、社債の発行により東部沿海地方から資金を吸い上げて西部に貸し出しするのは国家開発銀行1社のみである。</p> <p>>開発銀行は融資供与のみならず、不良債権を回避するためにプロジェクトの管理にも関与し、これにより融資対象分野における健全な金融制度の形成を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資案件の審査： 全国32の支店はいずれも融資案件の申請を受理、本部が作成した審査基準に基づき審査を行う権限がある。但し、審査実施の前に本部に届出をすると同時に、審査の後、審査担当者が本部の実施委員会において面接を受ける義務がある。 ・技協資金の提供：近年、先進諸国の政策銀行や国際金融機関に習って、技術支援（技術協力）資金を案件の予備調査や設計のために提供する業務も行う。通常1000万元の金額で、本体プロジェクトが実施し始めてから借款の一部に転換する。
<p>3) 資源の開発・利用 など西部の優位産業 への資金供給の現 状、西部地域への貸 出実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・西部の優位産業への資金供与： 西部での資金供給も「両基一支」を重点分野とし、具体的に、「南水北調」、古い工業地帯の改造、農業の産業化（これは西部における資源開発・利用と関連する）、中小企業の支援、雇用の促進、公共衛生と環境のリハビリ及びハイテク産業の育成などを対象とする。 ・西部への貸出実績： 2000年～2003年6月における開発銀行の借款のうち、西部向け金額は30%を占めている。これに対して、商業銀行借款総額のうち、西部向け金額は20%にとどまった。 ・西部への貸出の条件： 西部向け貸出の返済期限は21～23年で、東部向けの15～17年より長い。